

**事業所税  
申告の手引き**

**高 知 市**

# 目 次

|             |   |
|-------------|---|
| 事業所税フローチャート | 1 |
|-------------|---|

## I 事業所税の概要

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 事業所税について            | 2 |
| 2 事業所税の使途             | 2 |
| 3 事業所税の課税団体           | 2 |
| 4 事業所税のしくみ            | 3 |
| 1. 免税点以下で申告が必要な事業所    |   |
| 2. 事業所の新設・廃止の申告       |   |
| 3. 事業所用家屋を貸し付けている方の申告 |   |

## II 事業所税の課税要件等

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1 課税対象                      | 5   |
| 1. 事業所等とは                   |     |
| 2. 事業に関連する施設のうち事業所等に該当しないもの |     |
| 3. 事業所等において行われる事業とは         |     |
| 2 納税義務者                     | 5   |
| 3 課税標準                      | 6   |
| 1. 資産割の課税標準                 |     |
| 2. 従業者割の課税標準                |     |
| 4 税率と税額                     | 1 3 |
| 5 免税点                       | 1 3 |
| 1. 事業所税の免税点                 |     |
| 2. 免税点の判定日                  |     |
| 6 非課税                       | 1 3 |
| 1. 人的非課税                    |     |
| 2. 用途非課税                    |     |
| 7 課税標準の特例                   | 1 4 |
| 1. 事業所税の課税標準の特例             |     |
| 2. 特例措置                     |     |
| 8 減免                        | 1 5 |
| 1. 申請期限                     |     |
| 2. 提出書類                     |     |
| 3. 納付について                   |     |

|          |                         |    |
|----------|-------------------------|----|
| <b>9</b> | <b>みなし共同事業</b> .....    | 15 |
|          | 1. みなし共同事業とは            |    |
|          | 2. みなし共同事業の適用           |    |
|          | 3. みなし共同事業の免税点の判定       |    |
|          | 4. みなし共同事業に係る課税標準の算定    |    |
|          | 5. 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」 |    |

### Ⅲ 事業所税の申告と納付

|          |                           |    |
|----------|---------------------------|----|
| <b>1</b> | <b>申告及び納付</b> .....       | 23 |
|          | 1. 申告の種類・要件・内容及び申告納付期限・様式 |    |
|          | 2. 申告書の入手方法               |    |
|          | 3. 申告書の提出先及び納付場所          |    |
|          | 4. 修正申告及び更正の請求            |    |
| <b>2</b> | <b>延滞金</b> .....          | 24 |
| <b>3</b> | <b>加算金</b> .....          | 25 |
|          | 1. 過少申告加算金                |    |
|          | 2. 不申告加算金                 |    |
|          | 3. 重加算金                   |    |

### Ⅳ 申告書の書き方

|          |                                |    |
|----------|--------------------------------|----|
| <b>1</b> | <b>申告書等作成の流れ</b> .....         | 26 |
|          | 申告書作成時のチェックポイント                |    |
| <b>2</b> | <b>申告書の記載要領</b> .....          | 28 |
|          | 1. 事業所税の申告書等の記載要領 .....        | 28 |
|          | 設例, 税額の計算例                     |    |
|          | ■申告書記載例 (第44号様式関連) .....       | 31 |
|          | ■その他の申告書記載例 .....              | 39 |
|          | (事業所等新設・廃止申告書, 事業所用家屋貸付・異動申告書) |    |
|          | 2. みなし共同事業に関する明細書の記載要領 .....   | 41 |
|          | 設例                             |    |
|          | ■みなし共同事業に関する明細書記載例 .....       | 42 |

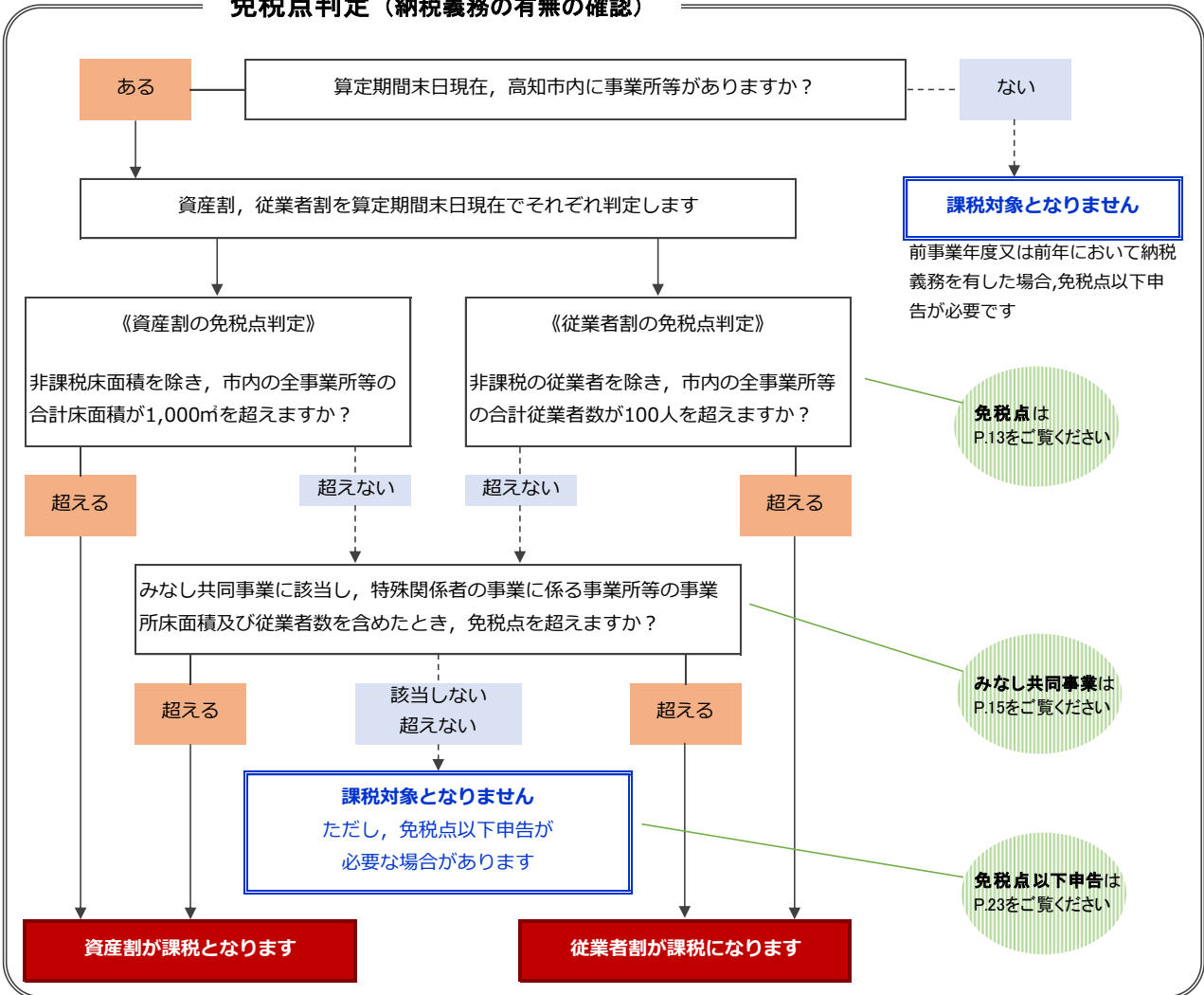
|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 【別表 1】 非課税（用途非課税の対象施設等） .....        | 4 3 |
| 【別表 2】 特定防火対象物・消防用設備等・避難施設等・避難通路の取扱い |     |
| 1. 特定防火対象物 .....                     | 4 9 |
| 2. 消防用設備等 .....                      | 5 0 |
| 3. 避難施設等 .....                       | 5 1 |
| 4. 非課税の扱いとなる避難通路等の定義 .....           | 5 2 |
| 具体例                                  |     |
| 【別表 3】 課税標準の特例措置（対象施設等） .....        | 5 5 |
| 【別表 4】 高知市事業所税減免取扱基準 .....           | 5 9 |
| 事業所税の Q & A .....                    | 6 1 |

凡例：この手引では、次のように略して表示しています。

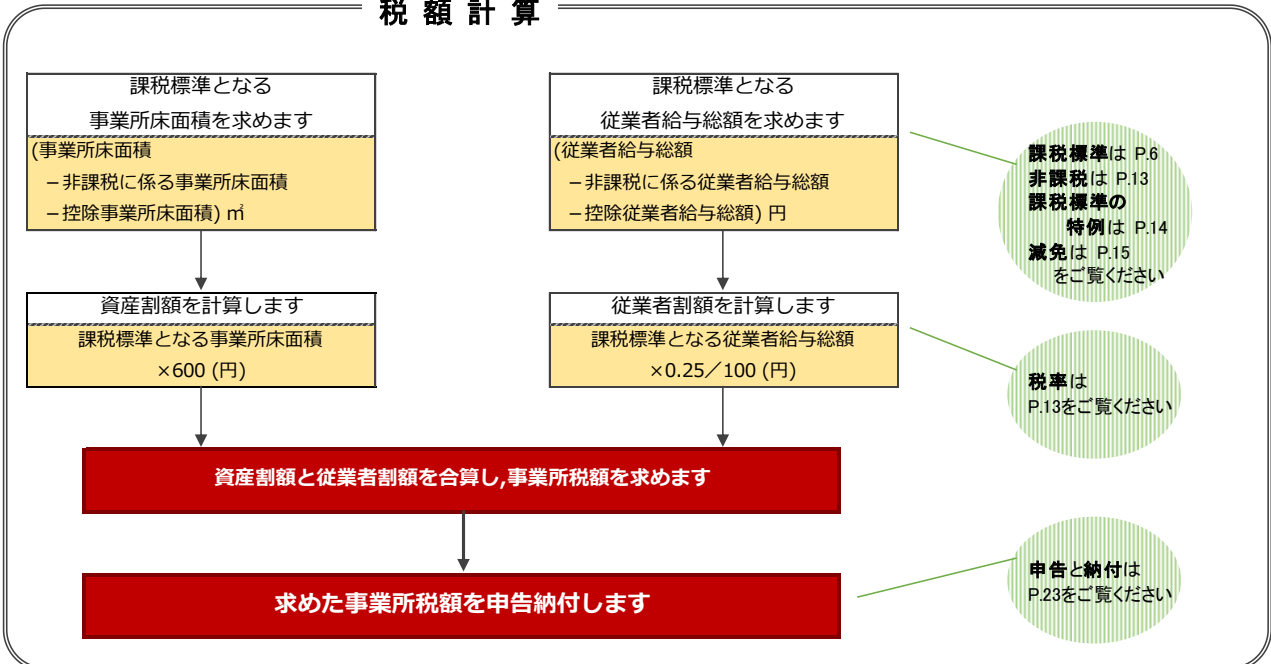
- ◎ 地方税法 .....
- ◎ 地方税法施行令 .....
- ◎ 地方税法施行規則 .....
- ◎ 高知市税条例 .....

法  
令  
則  
条

免税点判定 (納税義務の有無の確認)



税額計算



## 1 事業所税について

事業所税は、人口、企業が過度に都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税として、昭和 50 年度の地方税法の一部改正により創設され、高知市においても昭和 56 年 6 月 1 日より適用されております。

事業所税は、その創設の趣旨から、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、都市地域に所在する事務所または事業所に対して、その事業活動の規模に応じて課税する仕組みになっています。

## 2 事業所税の用途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるための目的税で、次の事業に要する費用に充てなければならないとされています。

- 道路、駐車場その他交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業

これらの事業以外に、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるものがあります。

## 3 事業所税の課税団体

課税団体（課税区域）となるのは次の都市です。（平成 31 年 2 月時点）

### ○ 都及び指定都市

東京都（特別区の区域）、札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

### ○ 首都圏整備法の既成市街地又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市

武蔵野市、三鷹市、川口市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

### ○ 人口 30 万以上の政令で指定された市

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、**高知市**、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

## 4 事業所税のしくみ

事業所税は、事業所等の床面積を対象とする資産割と、従業員の給与総額を対象とする従業者割とがあります。

それぞれの課税のしくみの概要は、下表のとおりです。

| 課税区分      | 資産割   | 従業者割   |
|-----------|---|--|
| 課税対象      | 事業所等で行われる事業   |  |
| 納税義務者     | 事業を行う法人・個人  |  |
| 課税標準      | 算定期間末日の事業所床面積(m <sup>2</sup> )<br>※自己の所有に属するものであるか否かを問わない。                        | 算定期間中に支払われた従業者給与総額(円)<br>※障害者及び65歳以上の者(役員を除く)を除く。    |
| 税率        | 1 m <sup>2</sup> につき 600 円  | 従業者給与総額の 100 分の 0.25                                 |
| 課税標準の算定期間 | 法人…毎事業年度<br>個人…毎年1月1日から12月31日まで   |  |
| 申告納付期限    | 法人…事業年度終了日から2か月以内<br>個人…翌年の3月15日まで  |  |
| 免税点制度     | 市内の合計事業所床面積 <sup>(注)</sup> (非課税部分を除いた後の合計面積)が1,000 m <sup>2</sup> 以下の場合、課税になりません。 | 市内の事業所の合計従業者数(非課税該当者を除いた後の合計人数)が、100人以下の場合、課税になりません。 |
|           | ※免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれについて行います。判定の基準日は、課税標準の算定期間の末日時点です。                           |  |

## 1. 免税点以下で申告が必要な事業所

免税点以下となり納付の必要がない場合でも、次のいずれかに該当する場合は、申告のみ必要となっています。

- 市内の合計事業所床面積<sup>(注)</sup>(非課税部分を除く前)が800 m<sup>2</sup>を超える場合
- 市内の事業所の合計従業者数(非課税人数を除く前)が80人を超える場合
- 前事業年度又は前年中に納付すべき事業所税額があった場合

[法 第701条の46第3項 / 法 第701条の47第3項]

[条 第149条]

(注) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積(共用面積を含む各階床面積の合計)をいいます。

## 2. 事業所の新設・廃止の申告

市内において事業所を新設や廃止した場合は、当該の事業所を新設又は廃止した日から1か月以内にその旨の申告が必要です。記入方法については、P. 39「事業所等新設・廃止申告書記載例」をご覧ください。

[法 第 701 条の 52 第 1 項 / 条 第 150 条第 1 項]

### 新規の事業所等の申告について

新築、新規賃借、新規取得に関わらず、新規の事業所等の申告の際には、上記の新設申告書と併せて、**新設の日付**を確認できる資料及び**床面積**を確認できる図面等の資料の提出をお願いします。

また、非課税や特例控除等に該当する施設がある場合は、当該部分を明示した図面の添付が必要となり、併せて非課税や特例控除の適用を受ける施設であることを証明する書類等の添付も必要となります。

## 3. 事業所用家屋を貸し付けている方の申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている方は、事業所用家屋の貸付け状況等に関する申告が必要です。また、貸し付けている家屋の増減や事業所に異動があった場合についても同様に申告が必要となります。記入方法については、P. 40「事業所用家屋貸付・異動申告書記載例」をご覧ください。

[法 第 701 条の 52 第 2 項 / 条 第 150 条第 2 項]

### 事業所用家屋の貸付状況等を申告する必要がある場合とその申告期限

| 申告が必要な場合                  | 申告しなければならない方               | 申告の期限                      | 申告事項            |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けた場合 | 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方 | 事業所用家屋を貸し付けることとなった日から1か月以内 | 貸し付けた日現在の貸付け状況  |
| 申告事項に異動を生じた場合             | 同上                         | 異動を生じた日から1か月以内             | 異動を生じた日現在の貸付け状況 |



### 1 課税対象

事業所税の課税客体は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は個人の行う事業です。

#### 1. 事業所等とは

それが自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物理的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には住民税や事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所の範囲に含まれます。無人倉庫など人的設備を欠く施設も、これらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

#### 2. 事業に関連する施設のうち事業所等に該当しないもの

##### ○ 住宅、社員寮などの住宅

住宅は、事業所税の課税客体ではありません。

##### ○ 設置期間が2～3か月程度の現場事務所、仮小屋など

これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。

##### ○ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの

現場事務所や仮小屋と同じく事業に継続性が認められないため、事業所等とは扱いません。最近の大型建設工事の実態を考慮して、一般の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

#### 3. 事業所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売及びサービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいいます。

また、その区画外で行われるものであっても、例えば、外交員のセールス活動などは事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

### 2 納税義務者

市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、免税点を超える者が納税義務者となります。

また、地方税法第701条の33に規定された「**実質課税の原則**」により、法律上事業所等において事業を行うと認められる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

#### （事業を行う者が名義人である場合における事業所税の納税義務者）

法第701条の33 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っているとは認められる場合には、当該事業に対して課する事業所税は、当該他の者に課するものとする。

### 3 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割と従業者割の2種類があり、それぞれについて、**市内のすべての事業所分を合算**して算定します。

#### 1. 資産割の課税標準

課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積が課税標準となります。

ただし、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、月割計算により算定します。

##### 1-ア 課税標準の算定期間とは

- A 法人の場合 … 事業年度（合併や解散等によるみなし事業年度を含む。）をいいます。
- B 個人の場合 … 個人に係る課税期間（その年の1月1日から12月31日まで）をいいます。  
※年の途中で事業の開始や廃止があった場合は、次のようになります。

- ・ 年の途中で事業を廃止した場合 … 1月1日から廃止の日までの期間
- ・ 年の途中で事業を開始した場合 … 開始の日から12月31日までの期間
- ・ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合  
… 開始の日から廃止の日までの期間

##### 1-イ 事業所床面積とは

- A 事業所用家屋の延べ床面積（共用面積を含む各階床面積の合計）をいいます。
- B 床面積の算定方法は、固定資産税における取扱いと同一です。  
※家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登録されるべき建物（登記の有無は問わない。）をいいますので、建築図面等に記載の床面積とは一致しない場合があります。
- C 共用部分の計算  
2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の事業所床面積は、次の算式により求めます。

$$\left( \begin{array}{c} \text{当該事業者の} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{当該事業者の} \\ \text{専用部分の床面積} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{共用部分の} \\ \text{床面積の合計} \end{array} \right) \times \frac{\left( \begin{array}{c} \text{当該事業者の} \\ \text{専用部分の床面積} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{専用部分の} \\ \text{床面積の合計} \end{array} \right)}$$

**専用部分**とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅の場合は、専ら居住の用に供する部分）をいいます。

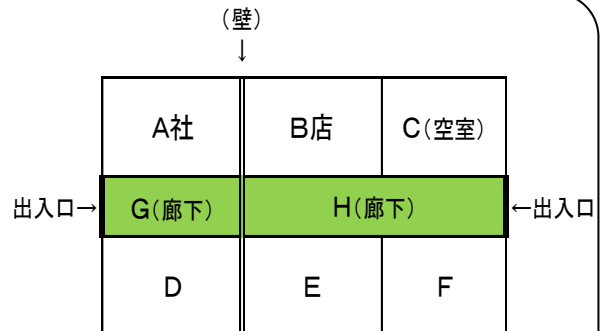
**共用部分**とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいい、具体的には廊下、階段、エレベーター室、エレベーター前ホール、機械室、電気室などがあります。

## II 事業所税の課税要件等

### 共用部分がある場合の事業所床面積の計算例

右の場合におけるA社及びB店の事業所床面積は、次の算式により求めます。

(空室やマンション等の住居部分は、共用部分算定の対象となりますので、P.6「C共用部分の計算」の計算式の分母「専用部分の床面積の合計」に含んで計算してください。)



- A社の事業所の床面積 =  $A + \left(G \times \frac{A}{A + D}\right)$

- B店の事業所の床面積 =  $B + \left(H \times \frac{B}{B + C + E + F}\right)$

### D 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例

6か月決算法人、年の途中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により求めます。

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間末日の事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、1か月として計算します。

### 1-ウ 新設又は廃止事業所等にかかる課税標準の月割

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式により月割計算します。

#### A 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間末日の事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

#### B 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

#### C 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

## Ⅱ 事業所税の課税要件等

### 1-エ 月の途中から開始する事業年度である場合の、新設又は廃止にかかる課税標準の月割

前項1-ウにおける月数の考え方は、事業年度（課税標準の算定期間）が月の1日から開始する場合を前提としたものです。月の途中から開始する事業年度である場合については、起算日から翌月の起算日に相当する日の前日に満了する期間を第1月（第2月以降は同様にそれぞれ1か月ずつスライド）と区分して、月数を割り出します。具体的には、下記の計算例をご参考ください。

（計算例）

- ・事業年度：平成30年4月29日から平成31年4月28日
- ・事業年度開始当初から、本社（課税標準床面積：1,200㎡）、本社と別敷地にある工場（700㎡）を使用中

(1) 平成30年8月1日に営業所（500㎡）を新設した場合

**新設の日が属する月は第4月**であるのでその翌月から数えて、第5月～第12月の計**8月**で月割します。

課税標準の計算： $1,200 + 700 + 500 \times (8/12) \Rightarrow \underline{2,233.33 \text{ m}^2}$

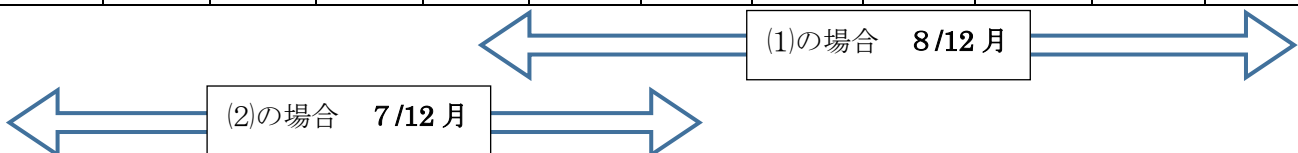
(2) 平成30年10月31日に工場（700㎡）を廃止した場合

**廃止の日が属する月は第7月**であるので、第1月～第7月の計**7月**で月割します。

課税標準の計算： $1,200 + 700 \times (7/12) \Rightarrow \underline{1,608.33 \text{ m}^2}$

（参考）月数の区分表

| 第1月  | 第2月  | 第3月  | 第4月  | 第5月  | 第6月   | 第7月   | 第8月   | 第9月   | 第10月 | 第11月 | 第12月 |
|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 4/29 | 5/29 | 6/29 | 7/29 | 8/29 | 9/29  | 10/29 | 11/29 | 12/29 | 1/29 | 3/1  | 3/29 |
| ～    | ～    | ～    | ～    | ～    | ～     | ～     | ～     | ～     | ～    | ～    | ～    |
| 5/28 | 6/28 | 7/28 | 8/28 | 9/28 | 10/28 | 11/28 | 12/28 | 1/28  | 2/28 | 3/28 | 4/28 |



（※）うるう年の場合には、第11月が「2/29～3/28」となります。

#### 月割課税の対象となる場合、ならない場合

(1) 月割課税の対象となる場合

既に事業所のある場所以外で、独立した事業を行う事業所を新設した場合や同一敷地内にある事業所を全て廃止した場合に行います。

(2) 月割課税の対象とならない場合

既に事業所のある同一敷地内で、別棟の新設や増築（貸しビルや貸し倉庫の借り増しもこの場合に該当）、又は別棟の廃止や事業所の面積を縮小した場合に行います。ただし、効用上一体でない場合は該当しませんので、ご注意ください。

※同一敷地・効用上一体については Q23(p.66)をご参照ください。

## Ⅱ 事業所税の課税要件等

### 1-オ 床面積の端数処理について

床面積に1㎡未満の端数が生じた場合は、1㎡の100分の1未満は切り捨てます。専用部分の面積に加算すべき共用部分の面積があるときは、それぞれの部分ごとに端数処理を行います。

### 1-カ 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6か月以上事業を休止している事業所等の床面積は、課税標準には含まれませんが、**免税点を判定する際は、休止している事業所等の床面積を含めて判定**を行います。また、「休止」とは次のすべてに該当する状態のものをいいます。

- 物的設備等の移設・撤去等が完了した状態（移設・撤去等が容易でない大型設備等を除く）にあり、使用していないことが明らかな状態にあるもの
- 6か月以上連続して使用していないもの（**季節営業など反復して継続的に使用するものは除く**）
- 事業所等の一部が休止の場合は、当該部分が明確に区画又は区分されているもの

#### 休止施設の申告について

休止施設の申告については、**休止状態になった時点での現地確認等により、確定された面積のみ**となります。該当する事業所等がある場合は、必ず事前のご連絡をお願いします。

## 2. 従業者割の課税標準

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

### 2-ア 従業者とは

一般従業者のほか、無給の役員以外のすべての役員、出向者、日々雇用等の臨時従業者等は従業者に含まれますが、**役員以外の障害者及び年齢65歳以上の者は課税対象から除かれます**。

なお、事業所税における障害者とは、住民税・所得税において障害者控除の対象者をいいます。

### 2-イ 従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に、従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等（所得税法の給与と意義を同じくするもの）の総額をいいます。

| 従業者給与総額に含まれるもの  | 従業者給与総額に含まれないもの   |
|---|---|
| 俸給，給料，賃金，賞与，扶養手当，住居手当，時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等 | 退職給与金，年金，恩給，所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等，また，外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で，所得税の取扱い上給与所得に該当しないもの |

なお、従業者給与総額の算定にあたっては、次のA～Eにご注意ください。

## Ⅱ 事業所税の課税要件等

### A 雇用改善助成対象者の特例

年齢 55 歳以上 65 歳未満である従業者のうちに、次の表に掲げる雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）がある場合、当該従業員に対する給与等の 2 分の 1 に相当する額が控除されます。

|   |   |
|---|---|
| 1 | 公共職業安定所の紹介により高年齢者及び障害者等就職の特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に係る助成に係る者で、特定求職者雇用開発助成金の支給に係る雇入れの日に、年齢 55 歳以上 65 歳未満である者                                |
| 2 | 公共職業安定所長の指示により職場転換給付等受給資格者が、職場適応訓練、職業訓練及び認定職業訓練等その他当該事業主の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助等が支給される事業主に雇用され当該訓練を受けた者のうちで、公共職業安定所長の指示を受けた日に、年齢 55 歳以上 65 歳未満である者 |
| 3 | 本州四国連絡橋建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者で、公共職業安定所長の認定に基づく一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者を、地方運輸局長の紹介により雇入れることを促進するための雇用奨励金の支給に係る者で、その雇入れの日に、年齢 55 歳以上 65 歳未満である者             |

### B 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、高知市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から高知市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払った給与等のうち、高知市内の事業所等の勤務時に支払われた給与等のみが従業者給与総額に含まれます。

### C 出向社員の給与等

一般的には、給与を支払う者として従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向先の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料が法人税法上出向先の給与として取り扱われる場合は、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

### D 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

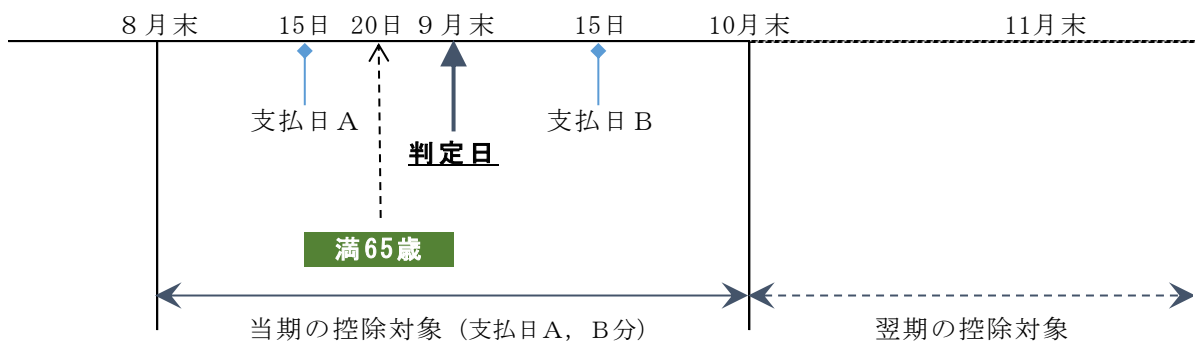
非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、その各々の事業に従事した分量によって按分することになります。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算します。

E 年齢等の判定について

障害者、年齢 65 歳の者及び雇用改善助成対象者であるかの判定については、これらの者に対し給与が支払われる時の現況（給与等の計算の基礎となる期間の末日が判定日）によります。

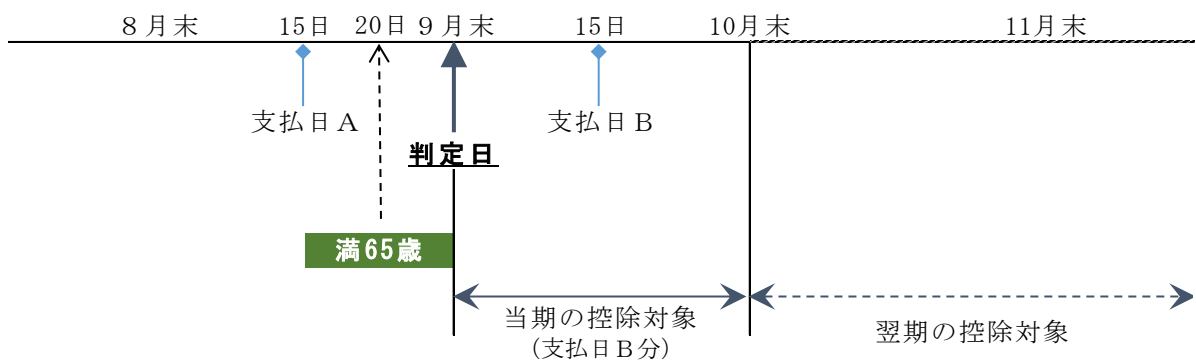
年齢等の判定例

(例 1) 10 月決算の法人の場合で、毎月 1 日～末日分を**その月の 15 日に支払う**場合



○ 9 月 20 日に 65 歳を迎えた場合、判定日である 9 月末日時点において高齢者等に該当するので、当期においては 9 月 15 日 (支払日 A) と 10 月 15 日 (支払日 B) に支給される給与等が控除対象となります。

(例 2) 10 月決算の法人の場合で、毎月 1 日～末日分を**翌月の 15 日に支払う**場合



○ 9 月 20 日に 65 歳を迎えた場合、判定日である 9 月末日時点において高齢者等に該当するので、当期においては 10 月 15 日 (支払日 B) に支給される給与等が控除対象となります。9 月 15 日 (支払日 A) 支払い分については、判定日である 8 月末日時点では高齢者等に該当しないので、当期においては控除対象外です。



## Ⅱ 事業所税の課税要件等

### 2-ウ 従業者割における従業者の取扱い

従業者割における従業者の取扱いは下表のとおりです。

| 従業者   |                            | 免税点の判定                          | 課税標準                  | 備考  |
|---|----------------------------|---------------------------------|-----------------------|---|
| 出向社員  | 出向元が給与を支払う                 | 出向元の従業者に含める                     | 出向元の従業者給与総額に含める       |   |
|   | 出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う | 出向先の従業者に含める                     | 出向先の従業者給与総額に含める       | 法人税法上給与相当分が給与として取り扱われるもの  |
|   | 出向元と出向先が一部負担               | 主たる給与等を支払う会社の従業者に含める            | それぞれの会社の従業者給与総額に含める   |   |
| 役員  | 役員及び使用人兼務役員                | 従業者に含める                         | 従業者給与総額に含める           | 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人経営に従事している者 |
|   | 数社の役員を兼務する役員               | それぞれの会社の従業者に含める                 | それぞれの会社の従業者給与総額に含める   |   |
|   | 無給の役員                      | 従業者に含めない                        | —                     |   |
|   | 非常勤の役員                     | 従業者に含める                         | 従業者給与総額に含める           |   |
| 日々雇用等の臨時の従業者  |                            | 従業者に含める                         | 従業者給与総額に含める           | <b>通常の勤務時間</b> のアルバイトを含む  |
| パートタイマー <sup>(注1)</sup><br>( <b>通常の勤務時間の3/4未満</b> の従業者) |                            | 従業者に含めない                        | 従業者給与総額に含める           |   |
| 休職中の従業員   |                            | 算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は従業者に含める | 従業者給与総額に含める           |   |
| 中途退職者   |                            | 従業者に含めない                        | 退職時までの給与等は従業者給与総額に含める |   |
| 保険の外交員  |                            | 所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める     | 所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める | 給与所得と事業所得とを有する場合は従業者に含める  |
| 常時船舶の乗組員  |                            | 従業者に含めない                        | 従業者給与総額に含めない          |   |
| 外国又は課税区域外への長期 <sup>(注2)</sup> 派遣(出張)                    |                            | 従業者に含めない                        | 従業者給与総額に含めない          |   |
| 派遣法に基づく派遣社員   |                            | 派遣元の従業者に含める                     | 派遣元の従業者給与総額に含める       | 高知市外への派遣は含めない   |

(注1) パートタイマーとは、形式的な呼称によるものではなく、勤務時間、休暇、社会保険等の勤務の状態が明らかに正社員とは区別されるものをいいます。

(注2) この場合の長期とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。



## II 事業所税の課税要件等

### 事業所等の従業者から除かれる従業者の年齢等について

平成 17 年の税制改正において、事業所等の従業者から除かれる高齢者の対象年齢及び雇用改善助成対象者の年齢が **65 歳以上及び 55 歳以上 65 歳未満**となりました。ただし、次のとおり経過措置が設けられています。

| 法人の事業年度又は個人の年分の始期               | 高齢者の対象となる年齢 | 雇用改善助成対象者となる年齢 |
|---------------------------------|-------------|----------------|
| 平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度又は年分 | 60 歳以上      | 55 歳以上 60 歳未満  |
| 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 62 歳以上      | 55 歳以上 62 歳未満  |
| 平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 63 歳以上      | 55 歳以上 63 歳未満  |
| 平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 64 歳以上      | 55 歳以上 64 歳未満  |
| 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は年分  | 65 歳以上      | 55 歳以上 65 歳未満  |

## 4 税率と税額

事業所税の税率は次のとおりです。

- **資産割** …… 事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円
- **従業者割** …… 従業者給与総額の 100 分の 0.25
- **税 額** …… 資産割と従業者割を合計した額 (100 円未満切捨て) が納付する税額となります。

## 5 免税点

### 1. 事業所税の免税点

次に該当する場合には、免税点以下となり課税されません。

- **資産割** …… 市内のすべての事業所等の延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下
- **従業者割** …… 市内のすべての事業所等の従業者数が 100 人以下

免税点は、非課税の部分を除いて、資産割と従業者割それぞれについて判定します。このため、**資産割、従業者割のどちらか一方だけが課税**されることもあります。

### 2. 免税点の判定日

事業所税の免税点の判定は、**課税標準の算定期間の末日**の現況により判定します。

## 6 非課税

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあり、その概要は次のとおりとなっています。

なお、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかは、**課税標準の算定期間の末日**の現況によります。また、**免税点の判定は、非課税部分を除いた後**に行います。

### 1. 人的非課税

#### 1-ア 国，公共法人

国，非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人で法人税法別表第1に掲げる法人

#### 1-イ 公益法人等又は人格のない社団等（収益事業の部分を除く）

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等（**収益事業**<sup>(注)</sup>の部分を除く）で法人税法別表第2に掲げる法人

(注) **収益事業**の範囲は，法人税法施行令第5条に規定する事業とされています。なお，学校法人（私立学校法第64条第4項の各種学校を含む。）が，学生又は生徒のために行う事業は除きます。

また，収益事業と非収益事業を併せて行っている場合で，その区分ができないものについては，法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき区分することとされています。

### 2. 用途非課税

主な用途非課税としては**別表1**（P.43～P.48）に掲げるものがあり，これらは事業所税が課税されません。

また，消防用設備や避難施設等に関する非課税の適用及びその範囲については，該当する事業所が特定防火対象物であり，消防法や高知市火災予防条例等の規定に沿ったものであることが要件となっており，**別表2の2～4**に該当する設備等及び避難通路の取扱いによって適用されます。

なお，法第701条の34第3項又は第5項の規定の適用を受ける施設にあたる事業所等で，非課税となる事業とその他の事業とが併せて行われるとき，その両方の事業に従事する従業員がいる場合には，それぞれの事業に従事した分量によってその従業員の給与等の額を按分し，従業者給与総額を計算します。分量が明らかでない場合は，均等に従事したものとして計算します。

## 7 課税標準の特例

### 1. 事業所税の課税標準の特例

事業所税には，非課税と同様に，人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。これらの規定の適用を受ける事業であるかの判定は，**課税標準の算定期間の末日**の現況によります。

### 2. 特例措置

課税標準から**別表3**（P.55～P.58）の割合をかけて得た床面積，従業者給与総額が控除されます。

法第701条の41第1項（従業者割に関する部分に限る。）の規定の適用を受ける施設にあたる事業所等で，課税標準の特例が適用される事業とその他の事業とが併せて行われるとき，その両方の事業に従事する従業員がいる場合には，それぞれの事業に従事した分量によってその従業員の給与等の額を按分し，従業者給与総額を計算します。分量が明らかでない場合は，均等に従事したものとして計算します。

## 8 減免

高知市で課税する事業所税について、**課税標準の算定期間の末日**の現況で、**別表4**（P.59～P.60）の高知市事業所税減免取扱基準に掲げる施設に該当する場合は、「事業所税減免申請書（以下「減免申請書」という。）」の提出により、税額の軽減または免除を受けることができます。

### 1. 申請期限

減免を受けようとする場合は、**申告納付期限（必着）**までに**減免申請書**と事業所税の**申告書一式**<sup>(注)</sup>のご提出をお願いします。

なお、期限後の減免申請の受付はできませんので、期限内にご提出ください。

(注) **申告書一式**とは、**事業所税の納付申告書（第44号様式）**、**各別表**、**図面**、**証明書類等**をいいます。

### 2. 提出書類

減免申請書には、減免を受けようとする部分を明示した**図面**や、減免を受けようとする事由を**証明する書類**（免許を必要とする業種の場合は、その免許証の写し）などを必ず添付してください。添付書類に不備がありますと、減免とならない場合がありますので、提出の際は添付書類を必ずご確認ください。

審査の結果、減免が決定した場合は、後日「事業所税の減免申請に対する決定通知書」を送付します。

### 3. 納付について

納付期限までに、減免額が決定した場合は、減免額を控除して税額を納付することができます。

納付期限までに減免額が決定しない場合には、事業所税の申告書に記載された納付すべき額（減免額を控除しない税額）を納付期限までに納付してください。後日、減免額が決定した段階で減免分を還付いたします。

なお、この場合、納付期限までに納付されませんと延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

## 9 みなし共同事業

### 1. みなし共同事業とは

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの**特殊関係者**（p.18）を有していて、その事業者（特殊関係者を有する者）の事業と特殊関係者の事業とが**同一家屋**で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。

**みなし共同事業に該当する場合は、申告書と併せて「みなし共同事業に関する明細書」を提出**してください。（P.42「みなし共同事業に関する明細書記載例」も併せてご覧ください。）

### 2. みなし共同事業の適用

同族会社等の特殊関係者を有する場合において、当該特殊関係者の行う事業が同一家屋で行われている場合は、特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、個人にあつては個人に係る課税期間の末日、法人にあつては事業年度末日の現況により行います。

#### 2-ア 同族会社

「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと**特殊の関係にある個人及び法人**<sup>(注1)</sup>がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合、**議決権**<sup>(注2)</sup>の総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の100分の50を超える数を有する場合に、その会社は同族会社となります。

なお、上記の判定のほか、「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合があります。

(注1) **特殊の関係にある個人及び法人**とは、法人税法施行令第4条に掲げる同族関係者のことをいいます。

(注2) **議決権**とは、法人税法施行令第4条第3項第2号に掲げるいずれかの議決権のことをいいます。

#### 2-イ 同一家屋

「同一家屋で行われている場合」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者又はその特殊関係者を有する者の他の特殊関係者の行う事業が同一家屋内で行われていることをいいます。

「同一家屋」とは、原則として固定資産税上1棟の家屋として扱われるものをいい、別棟の建物は同一家屋とはみなしません。

#### 2-ウ 2以上の共同グループがある場合の特例

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業について、2以上の共同グループがある場合には、その事業は、その2以上の共同グループに属している者全員の共同事業とみなされます。

共同グループとは、共同事業とみなされる事業に係る特殊関係者を有する者及びその特殊関係者をいいます。

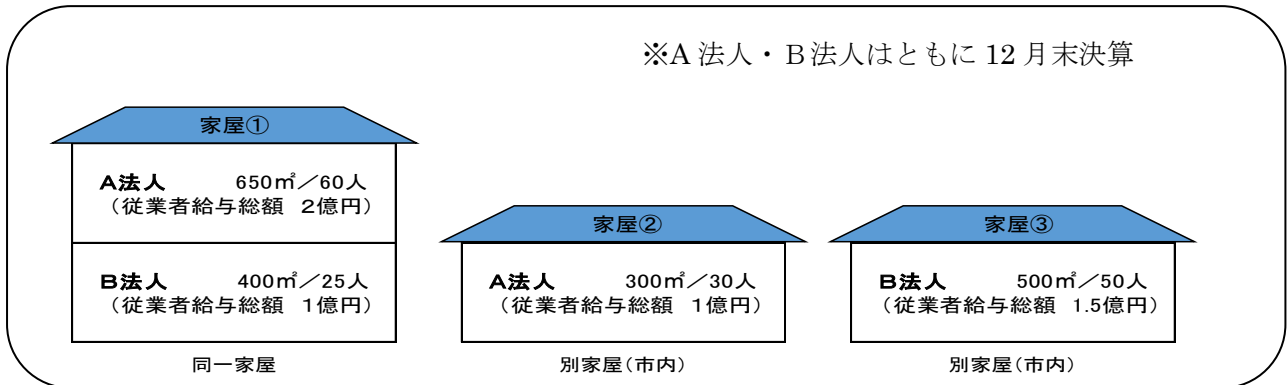
### 3. みなし共同事業の免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。

### 4. みなし共同事業に係る課税標準の算定

共同事業とみなされる事業に係る課税標準の算定は、特殊関係者が単独で事業を行うとみなされますので、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者ともに、その共同事業について、損益分配の割合を乗じることはせず、自己の事業のみに係る課税標準を算定します。

**みなし共同事業の場合の免税点判定、課税標準の計算例**



① A法人が「特殊関係者を有する者(判定対象者)」, B法人がA法人の「特殊関係者」の場合 (B法人は「特殊関係者を有する者」ではなく, A法人はB法人の「特殊関係者」ではないとします。)

| 判定対象者<br>(特殊関係者を有する者) | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定   | 課税標準               |
|-----------------------|-------|------|--|--------------------|
| A法人                   | B法人   | 資産割  | $650 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 = 1,350 \text{ m}^2$                        | 950 m <sup>2</sup> |
|                       |       | 従業者割 | $60 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 30 \text{ 人} = 115 \text{ 人}$                                     | 3億円                |
| B法人                   | —     | 資産割  | $400 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 900 \text{ m}^2$ <免税点以下><br>※800 m <sup>2</sup> 超えのため申告のみ必要 | —                  |
|                       |       | 従業者割 | $25 \text{ 人} + 50 \text{ 人} = 75 \text{ 人}$ <免税点以下><br>※80人以下のため申告不要                            | —                  |

② A, B法人が相互に「特殊関係者を有する者(判定対象者)」「特殊関係者」に該当する場合

| 判定対象者<br>(特殊関係者を有する者) | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定  | 課税標準               |
|-----------------------|-------|------|---|--------------------|
| A法人                   | B法人   | 資産割  | $650 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 = 1,350 \text{ m}^2$ | 950 m <sup>2</sup> |
|                       |       | 従業者割 | $60 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 30 \text{ 人} = 115 \text{ 人}$              | 3億円                |
| B法人                   | A法人   | 資産割  | $650 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 1,550 \text{ m}^2$ | 900 m <sup>2</sup> |
|                       |       | 従業者割 | $60 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 50 \text{ 人} = 135 \text{ 人}$              | 2.5億円              |

③ A, B法人が相互に「特殊関係者を有する者(判定対象者)」「特殊関係者」に該当し, かつ家屋②の事業所は6月で廃止及び家屋①の事業所は6月で新設(すなわち, A法人の事業所移転)であった場合 → 事業所を移転した結果, 「みなし共同事業」に該当することとなる例(移転前は互いに免税点以下)

| 判定対象者<br>(特殊関係者を有する者) | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定  | 課税標準                 |
|-----------------------|-------|------|---|----------------------|
| A法人                   | B法人   | 資産割  | $650 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 = 1,050 \text{ m}^2$                   | 475 m <sup>2</sup> ※ |
|                       |       | 従業者割 | $60 \text{ 人} + 25 \text{ 人} = 85 \text{ 人}$ <免税点以下><br>※80人超えのため申告のみ必要   | —                    |
| B法人                   | A法人   | 資産割  | $650 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 1,550 \text{ m}^2$ | 900 m <sup>2</sup>   |
|                       |       | 従業者割 | $60 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 50 \text{ 人} = 135 \text{ 人}$              | 2.5億円                |

※課税標準の計算式:  $(300 \text{ m}^2 \times 6/12) + (650 \text{ m}^2 \times 6/12) = 475 \text{ m}^2$

5. 「特殊関係者」・「特殊関係者を有する者」

親族その他の特殊の関係のある個人又は**同族会社**で政令で定めるものを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。ここでの**同族会社**とは、法人税法施行規則別表2「同族会社等の判定に関する明細書」の判定結果が、特定同族会社又は同族会社に該当している法人のことを指します。

「特殊関係者」の範囲は、以下の区分の①から⑦までのいずれかに該当する者とされています。なお、下表中の「**判定対象者**」とは、「特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」のことを指しています。

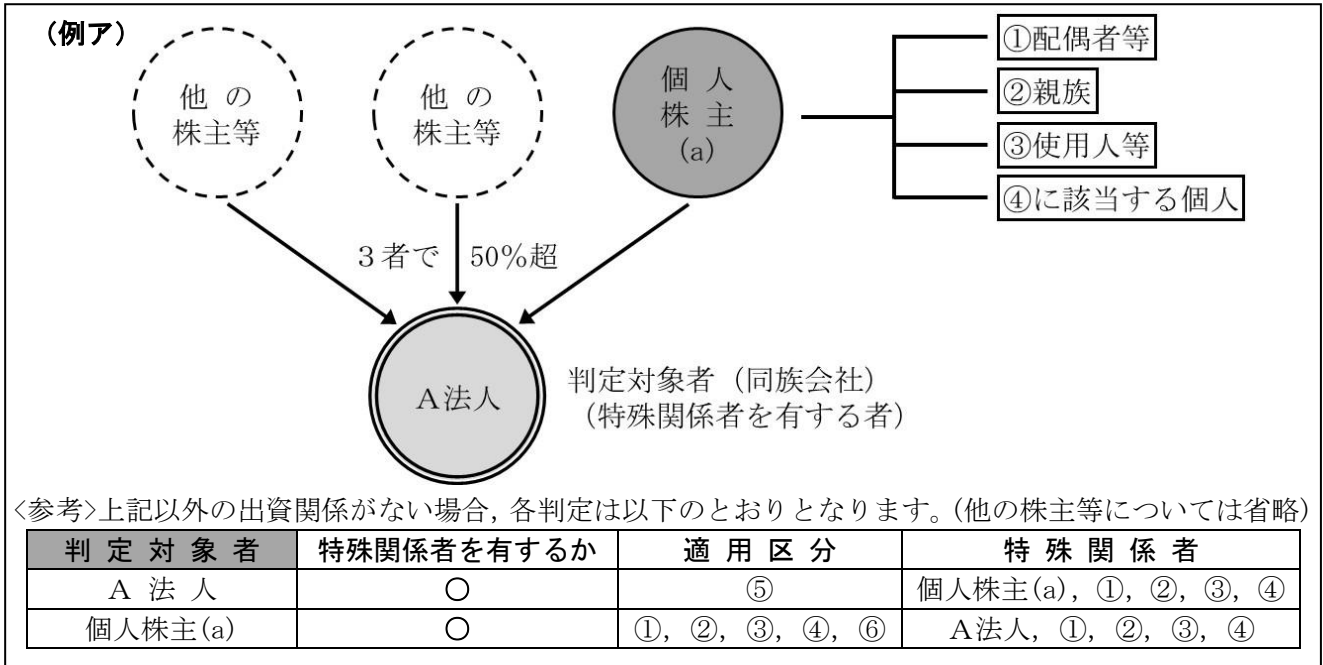
| 区分 | 特殊関係者（及び法令） |   | 例           |
|----|-------------|---|-------------|
| ①  | 個人          | <b>判定対象者</b> の配偶者、直系血族、兄弟姉妹<br>[令第56条の21第1項第1号]   |             |
| ②  | 個人          | ①に掲げる者以外の <b>判定対象者</b> の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、<br>a <b>判定対象者</b> と生計を一にするもの<br>b <b>判定対象者</b> から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの<br>[令第56条の21第1項第2号]                                       |             |
| ③  | 個人          | ①、②に掲げる者以外の <b>判定対象者</b> の使用人、友人、縁故者等で、 <b>判定対象者</b> から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの<br>[令第56条の21第1項第3号]   |             |
| ④  | 個人          | a <b>判定対象者</b> に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）<br>b 上aの者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人<br>[令第56条の21第1項第4号]   |             |
| ⑤  | 個人          | <b>判定対象者</b> が <b>同族会社</b> である場合に、<br>a <b>同族会社</b> の判定の基礎となった株主又は社員である個人<br>b 上aの者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人<br>[令第56条の21第1項第5号]  | ア           |
| ⑥  | 法人          | <b>判定対象者</b> を判定の基礎として <b>同族会社</b> に該当する会社<br>[令第56条の21第1項第6号]  | イ           |
| ⑦  | 法人          | <b>判定対象者</b> が <b>同族会社</b> である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として <b>同族会社</b> に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として <b>同族会社</b> に該当する他の会社<br>[令第56条の21第1項第7号] | ウ<br>エ<br>オ |



## II 事業所税の課税要件等

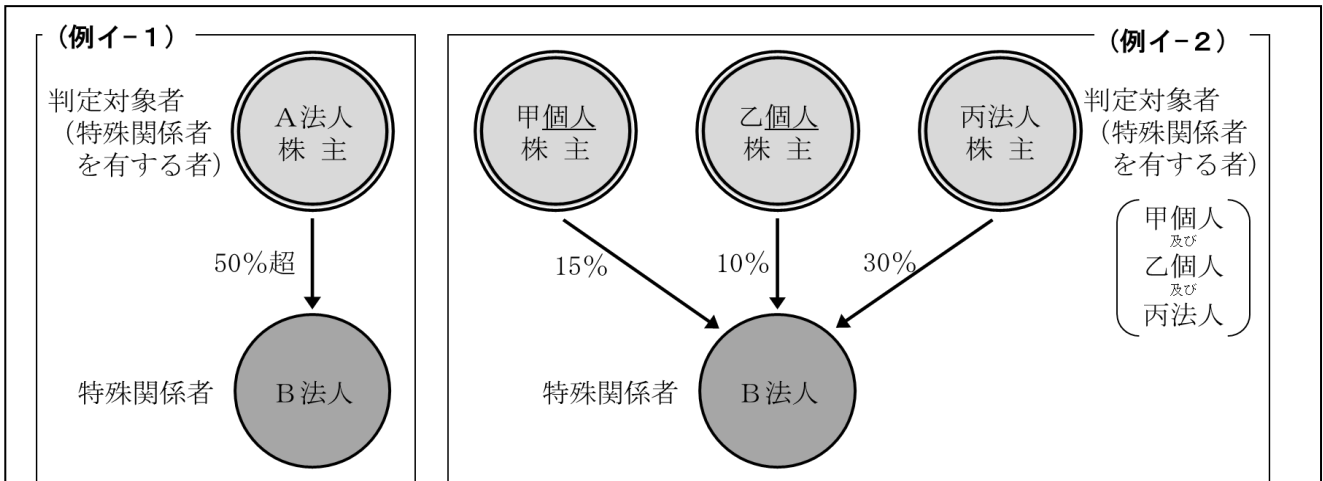
### 【p. 18 区分⑤の例】

判定対象者が同族会社である場合に、その同族会社判定の基礎となった株主又は社員である個人(下図(a)とする)及び(a)と前記①から④までのいずれかに該当する関係のある個人



### 【p. 18 区分⑥の例】

判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社



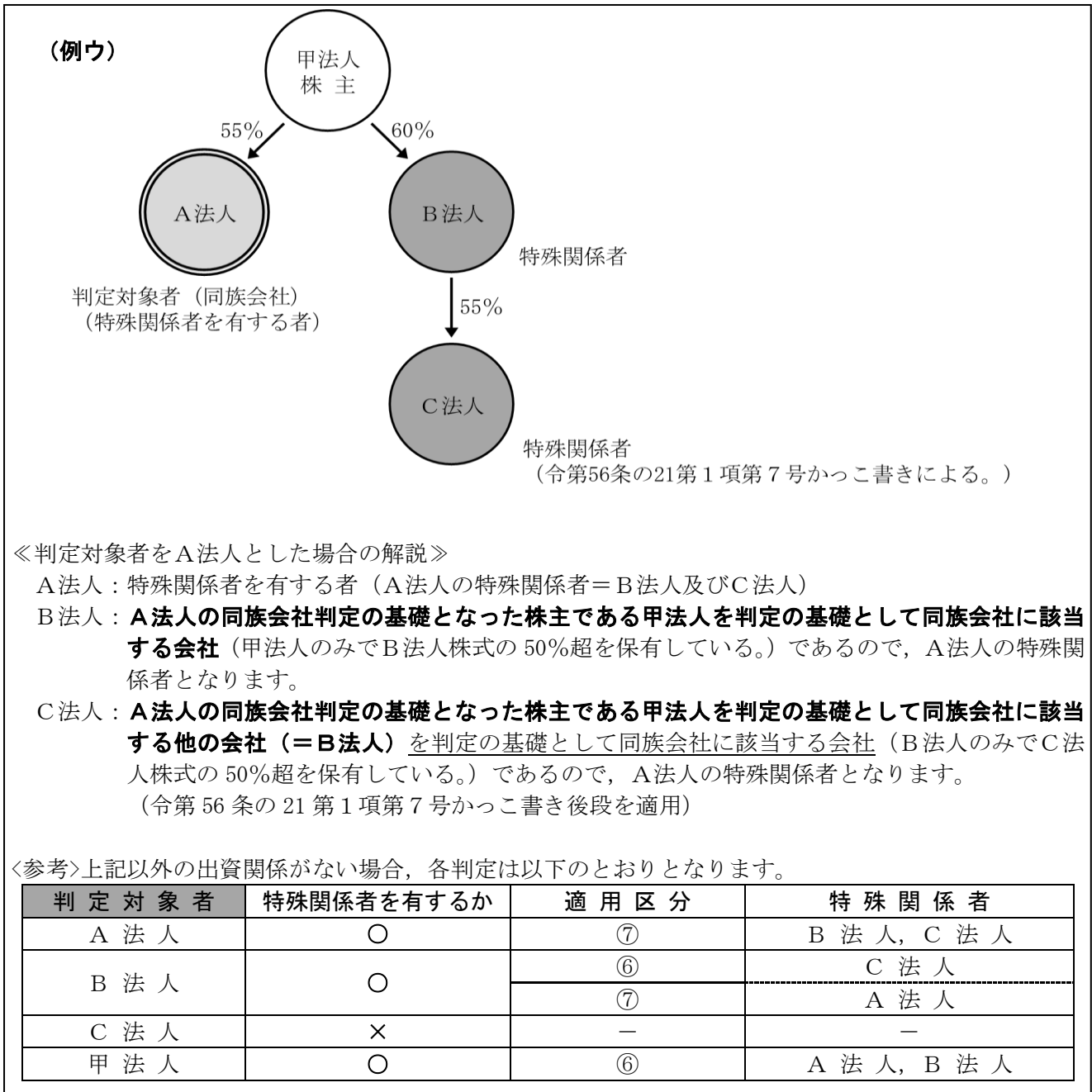
<参考>上記以外の出資関係がない場合、各判定は以下のとおりとなります。

| 判定対象者 | 特殊関係者を有するか | 適用区分 | 特殊関係者      |
|-------|------------|------|------------|
| 例イ-1  | A 法人       | ○    | B 法人       |
|       | B 法人       | ×    | —          |
| 例イ-2  | 甲 個人       | ○    | B 法人       |
|       | 乙 個人       | ○    |            |
|       | 丙 法人       | ○    |            |
|       | B 法人       | ○    | 甲 個人, 乙 個人 |

## II 事業所税の課税要件等

### 【p. 18 区分⑦の例】

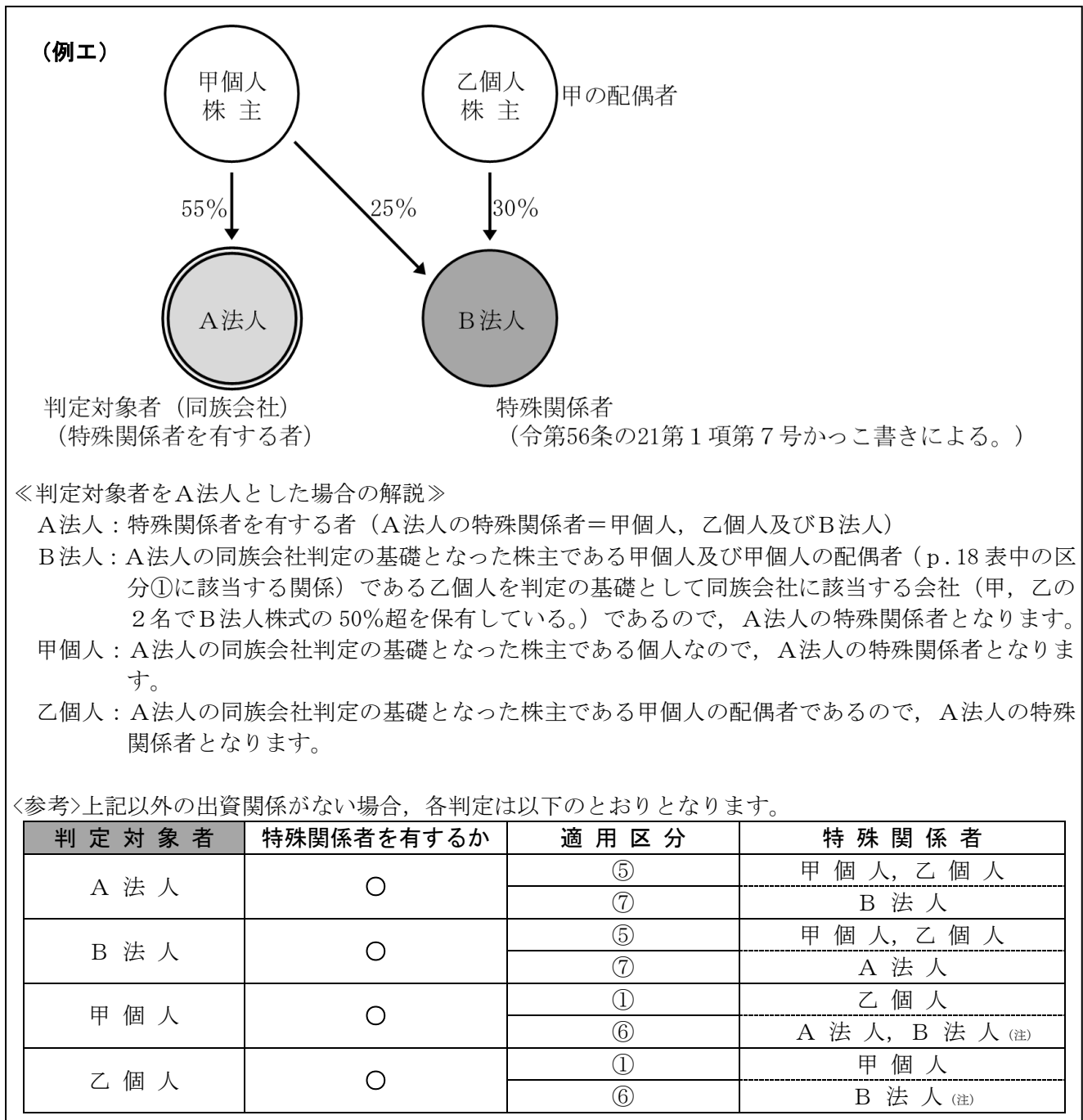
判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係のある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社<sup>(注)</sup>



(注) 「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社であり、その判定の基礎となった株主等（αとする。）を他の同族会社（βとする。）の判定の基礎となる者とするとき、その株主等（α）が他の同族会社（β）の株式の50%超を保有している場合のβのことを指します。

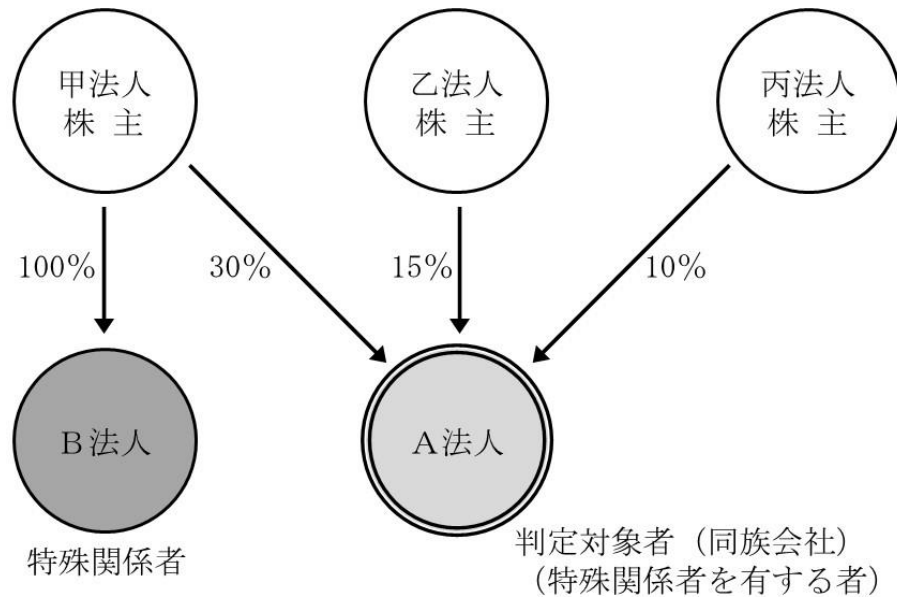


## II 事業所税の課税要件等



(注) A法人は甲のみを判定の基礎として同族会社に該当しているため、乙個人の特殊関係者にはなりません。(B法人は甲・乙の2名を判定の基礎として同族会社に該当することになります。)

(例才) 一方のみ特殊関係者となる事例



《判定対象者をA法人とした場合の解説》

A法人：特殊関係者を有する者（A法人の特殊関係者＝B法人）

B法人：A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人の3社）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する会社（甲法人のみでB法人株式の50%超を保有している。）であるので、A法人の特殊関係者となります。

\* B法人を判定対象者としたときは、B法人の同族会社判定の基礎となった株主（本例においては甲法人のみ）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する（本例においては甲法人のみで株式の50%超を保有している状況の）他の会社はいないので、B法人の特殊関係者は存在しません。

＜参考＞上記以外の出資関係がない場合、各判定は以下のとおりとなります。

| 判定対象者 | 特殊関係者を有するか | 適用区分 | 特殊関係者    |
|-------|------------|------|----------|
| A法人   | ○          | ⑦    | B法人      |
| B法人   | ×          | —    | —        |
| 甲法人   | ○          | ⑥    | A法人, B法人 |
| 乙法人   | ○          | ⑥    | A法人      |
| 丙法人   | ○          |      |          |

1 申告及び納付

1. 申告書の種類・要件・内容及び申告納付期限・様式

事業所税の申告には、事業所税の納付申告、免税点以下申告、事業所等の新設・廃止申告及び事業所用家屋の貸付申告等があります。

また、事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されていますが、申告期限までに申告書の提出がない場合は、市が調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定する場合があります。ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

それぞれの申告の内容及び申告納付期限は、下表のとおりです。

| 申告の種類   | 申告の要件  | 申告の内容                            | 申告納付期限 <sup>(注1)</sup>  | 様式  |
|---|--|----------------------------------|---|---|
| 納付申告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に所在する事業所等の合計床面積（非課税部分を除いた後）が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合</li> <li>●市内に所在する事業所等の合計従業者数（非課税人数を除いた後）が 100 人を超える場合</li> </ul>                                  | 事業所税（資産割・従業者割）の課税標準，税額その他必要事項を申告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人の場合<br/>事業年度終了日から2か月以内</li> <li>○個人の場合<br/>翌年の3月15日まで<sup>(注2)</sup></li> </ul> | 第44号様式及び別表1から4,福利厚生施設の内訳等<br>(P.31~P.37記載例参照) |
| 免税点以下申告<br><br>※免税点以下であっても、右の要件のいずれかに該当する場合は、申告のみ必要となります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に所在する事業所等の合計床面積（非課税部分を除く前）が 800 m<sup>2</sup>を超える場合</li> <li>●市内に所在する事業所等の合計従業者数（非課税人数を除く前）が 80 人を超える場合</li> <li>●前事業年度又は前年中に納付すべき事業所税額があった場合</li> </ul> | 事業所等の床面積，従業者数，従業者給与総額その他必要事項を申告  | 同上  | 同上  |
| 事業所等の新設・廃止申告  | 事業所等を新設又は廃止した場合  | 当該事業所等の所在地，床面積，従業者数，新設・廃止日等を申告   | 新設又は廃止した日から1か月以内  | 第65号様式（事業所等新設・廃止申告書）<br>(P.39記載例参照)           |
| 事業所用家屋の貸付等申告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所税の納税義務者に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けた場合</li> <li>●既に申告した事項に異動が生じた場合</li> </ul>  | 当該事業所用家屋の所在地，床面積，借主の氏名又は名称等を申告   | 貸し付け又は異動が生じた日から1か月以内  | 第66号様式（事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書）<br>(P.40記載例参照)   |

(注1) 申告納付期限が、土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日に該当するときは、これらの日の翌日がその期限となります。

(注2) 個人が、年の中途において事業を廃止した場合は当該廃止の日より1か月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4か月以内となります。

## 2. 申告書の入手方法

申告書等は高知市役所市民税課で配布しております。また、次の様式は、高知市役所市民税課ホームページの<申請書ダウンロード>内のページからも取得できます。

| ＜ホームページから取得できる様式一覧＞ |                | ※事業所税納付書は、<br>ホームページに掲載していません。 |
|---------------------|----------------|--------------------------------|
| ○事業所税の申告書           | (第 44 号様式)     |                                |
| ○事業所等明細書            | (第 44 号様式別表 1) |                                |
| ○非課税明細書             | (第 44 号様式別表 2) |                                |
| ○課税標準の特例明細書         | (第 44 号様式別表 3) |                                |
| ○共用部分の計算書           | (第 44 号様式別表 4) |                                |
| ○福利厚生施設の内訳          |                | ○事業所税減免申請書                     |
| ○非課税従業者給与支払明細書      |                | ○事業所税更正請求書                     |
| ○タクシー事業用従業者明細書      |                | ○事業所等新設・廃止申告書                  |
| ○みなし共同事業に係る明細書      |                | ○事業用家屋(貸ビル等)貸付・異動申告書           |

## 3. 申告書の提出先及び納付場所

- 申告書提出先 高知市役所 市民税課 第三市民税係 事業所税担当
- 納付場所 高知市指定金融機関, 指定代理金融機関, 収納代理金融機関  
※納付書の裏面に詳しい記載があります。

## 4. 修正申告及び更正の請求

- 修正申告 申告した税額に不足がある場合は、修正申告書を提出してください。
- 更正の請求 申告した税額が過大である場合は、提出した申告書に係る法定納期限から**一定の期間内**(注)に限り、更正の請求ができます。

(注) **一定の期間内**とは、平成 23 年 12 月 1 日以前に到来した法定納期限の場合は **1 年以内**  
平成 23 年 12 月 2 日以降に到来した法定納期限の場合は **5 年以内**

## 2 延滞金

税金を法定納期限（申告書の提出期限）までに納付されない場合には、当該納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じて、税額（1,000 円未満の端数があるとき、またはその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年 14.6%（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間及び納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合とします。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条

### Ⅲ 事業所税の申告と納付

第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

#### 1 提出期限内に提出した申告書に係る税額の延滞金算定期間

当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

#### 2 提出期限後に提出した申告書に係る税額の延滞金算定期間

当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

#### 3 修正申告書に係る税額の延滞金算定期間

修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

## 3 加算金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合又は申告書に記載した税額が過少であり市長が更正した場合などは、次のような加算金が課されます。（令和2年2月時点の加算金割合を記載）

### 1. 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合で、その後当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき又は修正申告書を提出したときは、更正又は修正申告により増加する税額の10%相当額の過少申告加算金が課されます。また、税額が一定額を超える場合は、超えた金額に更に5%相当額の過少申告加算金が課されます。

### 2. 不申告加算金

次のそれぞれの場合、納付すべき税額の15%相当額の不申告加算金が課されます。また、納付すべき税額が一定額を超える場合、超えた金額に更に5%相当額の不申告加算金が課されます。

- 期限後に申告書を提出した場合
- 市長が税額等を決定した場合
- 期限後に申告書を提出した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき
- 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき

ただし、期限後に申告書の提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合は、それらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたときを除き5%相当額となります。

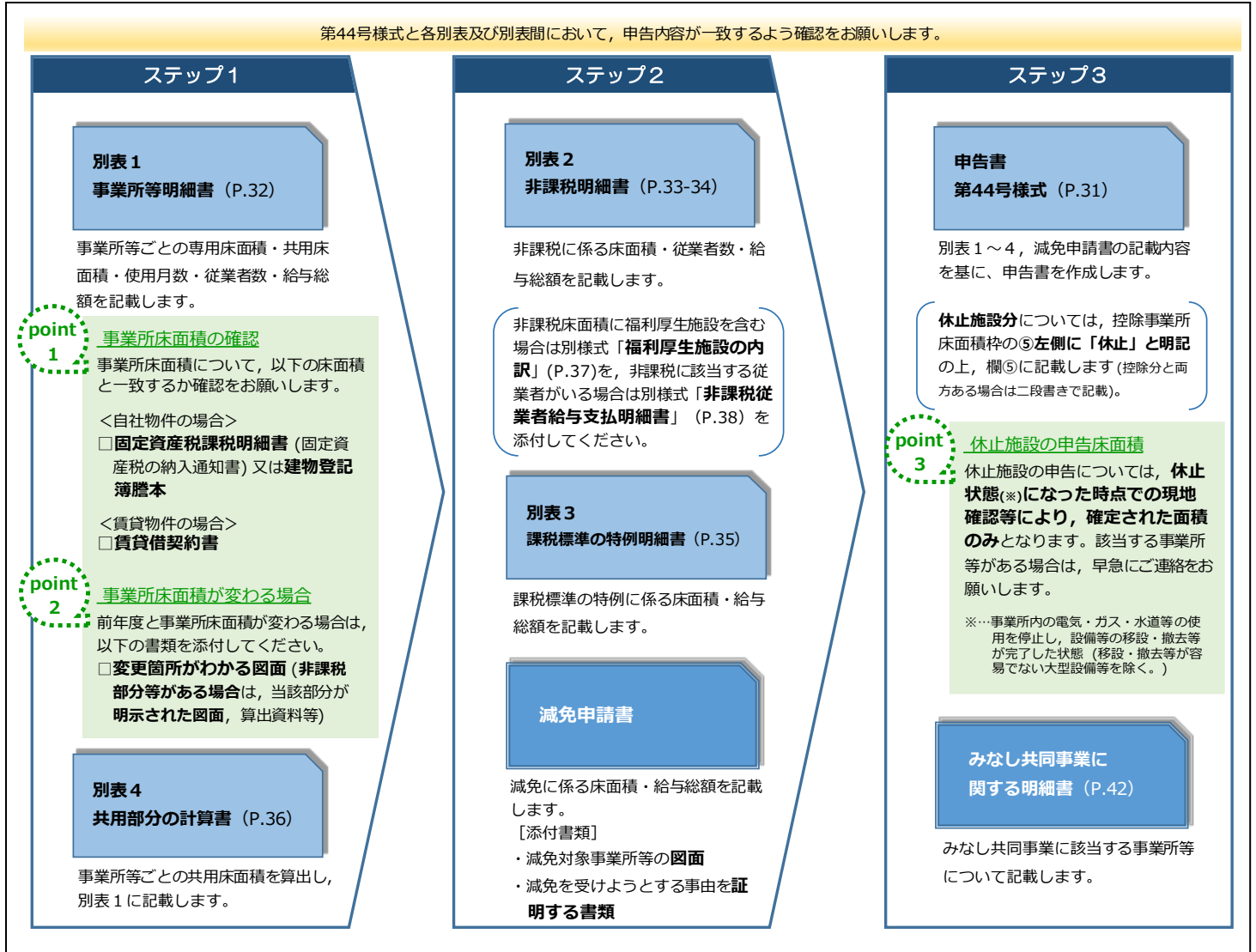
### 3. 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて35%の重加算金が、不申告加算金に代えて40%の重加算金が、それぞれ課されます。

1 申告書等作成の流れ

事業所税の申告には、別表等の添付書類があります。これらの書類は次のような順序で作成して、申告書（第44号様式）に必要事項を記載してください。

第44号様式と各別表及び別表間において、申告内容が一致するよう確認をお願いします。



申告書作成時のチェックポイント

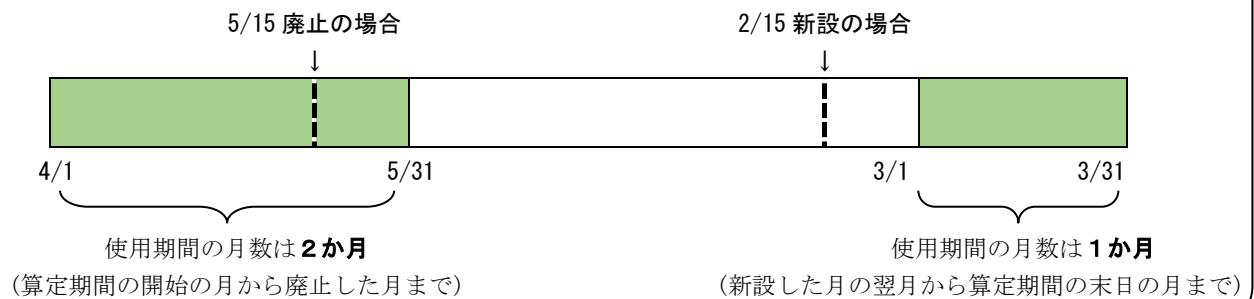
免税点判定：従業者割

- 算定期間の末日現在における従業員数に高齢者及び障害者を含めていませんか？  
役員について、高齢者及び障害者という理由で人数から除いていませんか？  
⇒役員以外の従業者で**高齢者及び障害者**については、**従業者数**に含めません。

**課税標準の算定：資産割**

- 事業所等の新設日・廃止日が営業開始日や終了日になっていませんか？  
⇒事業所等の新設日・廃止日は営業開始日（オープンの日）・終了日（閉店の日）ではなく、当該業務の準備期間等を含む，原則として**賃貸借契約期間の開始日・解約日**となります。
- 算定期間の中に同一敷地内で事業所等床面積を変更した場合に月割で計算していませんか？  
⇒例えば，同一ビル内で事業所等を借り増した場合は，事業所等の新設ではないので**月割計算は行わず**，**算定期間の末日の床面積が課税標準**となります。同様に，同一ビル内で事業所等を縮小した場合も，算定期間の末日の床面積が課税標準となります。
- 算定期間の中に新設や廃止した事業所等について，使用期間の月割計算の月数は正しいですか？  
⇒次の例を参考に**月割計算**をしてください。なお，算定期間の開始日に新設された事業所等は中途新設とはなりませんので，注意してください。

(例) 算定期間（事業年度）：4月1日から3月31日まで



- 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告していますか？  
⇒**従業者の常駐していない事業所も課税対象**となります。
- 福利厚生施設（非課税）を業務にも使用していませんか？  
⇒制服着用 of 事業所における更衣室や工場の浴室等は福利厚生施設に該当しません。**業務に関連して使用する施設は課税**となります。また，面積や用途に変更はないか確認してください。

**課税標準の算定：従業者割**

- 算定期間の途中で，非課税の対象となる年齢に達した高齢者について，算定期間を通じてその全ての給与を除いていませんか？  
役員に対する給与は高齢者であっても含めていますか？  
⇒算定期間の途中で誕生日を迎えて高齢者となった従業者の場合は，その**誕生日の属する給与計算期間以降の給与を課税対象から除きます**。ただし，**役員については，障害者や高齢者であっても課税対象**となります。
- アルバイト・パート等に支払った賃金や，中途退職者に支払った給与も含めていますか？  
⇒アルバイト・パート等に支払った賃金や，中途退職者に支払った給与も**全て課税対象**になります。



## 2 申告書の記載要領

## 1. 事業所税の申告書等の記載要領

次の設例に基づき、申告書及び別表1～4、事業所等新設・廃止申告書等の記載例を示しました。

## 設 例

甲商事株式会社（事業年度：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）

◇算定期間（事業年度）末日の事業所床面積及び算定期間中に支払われた従業員給与総額は、次のとおりとします。

|  | 事業所床面積                  | うち非課税部分の床面積  | 従業員数・従業員給与総額                           | うち非課税に該当する従業員数・従業員給与総額             |
|--|-------------------------|--|--|------------------------------------|
| <b>本 社</b><br>(本町5-1-45 本町ビル)<br>貸ビルに入居(詳細は下表のとおり)           | 専用 3,460 m <sup>2</sup> | 214 m <sup>2</sup><br>(社員の休憩室等)<br>200 m <sup>2</sup><br>(避難通路等) | 213 人<br>547,245,030 円<br>(南支店分は含まない。) | (65歳以上の者) 6 人<br>19,248,000 円      |
| <b>東支店</b> (葛島4-3-3)<br>特例(法第701条の41第2項)に該当<br>※令和2年6月15日に新設 | 専用 960 m <sup>2</sup>   | 165 m <sup>2</sup><br>(社員の娛樂室等)                                  | 30 人<br>65,561,025 円                   | (身体障害者) 15 人<br>22,612,500 円       |
| <b>南支店</b> (棧橋通2-7-3)<br>令和2年10月10日に廃止                       | 専用 1,820 m <sup>2</sup> | 180 m <sup>2</sup><br>(社員の食堂)                                    | 120 人<br>364,930,500 円<br>(支店廃止後は本社勤務) | (社員食堂に従事する者)<br>2 人<br>6,416,000 円 |

◇本社が入居する貸ビル（本町5-1-45 本町ビル）の所有者、使用状況等は次のとおりとします。

| 貸ビルの所有者 | 乙山不動産株式会社（鷹匠町2-1-43）                                   |                      |                      |                      |
|---------|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| 借 家 人   | 甲商事株式会社  | A社                   | B社                   | C社                   |
| 専用部分    | 3,460 m <sup>2</sup>                                   | 2,300 m <sup>2</sup> | 2,300 m <sup>2</sup> | 2,300 m <sup>2</sup> |
| 共用部分    | 1,880 m <sup>2</sup> （うち共用に係る非課税部分が50 m <sup>2</sup> ） |                      |                      |                      |

\* 1階部分が甲商事株式会社の店舗となっており、建物全体として特定防火対象物に該当しているものとして考えます。



1 資 産 割

(1) 免税点の判定

$$\begin{aligned} \text{本 社} + \text{東支店} + \text{南支店} &= 3,657.17\text{m}^2 + 795\text{m}^2 + 0\text{m}^2 \\ &= 4,452.17\text{m}^2 \leftarrow \text{免税点}1,000\text{m}^2\text{を超える。} \end{aligned}$$

内訳

|   |   |
|---|---|
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{本社の免税点} \\ \text{判定の基礎} \\ \text{となる床面積} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{本社の} \\ \text{専用床面積} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{共用} \\ \text{床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{本社の専用床面積} \\ \text{全体} \\ \text{の専用床面積} \\ \text{甲社+A社+B社+C社} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{全体} \\ \text{の専用床面積} \\ \text{甲社+A社+B社+C社} \end{array} \right)} - \left( \begin{array}{l} \text{本社の専用部分} \\ \text{のうち} \\ \text{非課税床面積} \end{array} \right)$ |
|   | $= 3,460 + 1,830 \times \frac{3,460}{3,460+2,300+2,300+2,300} - 414$  |
|   | $= 3,657.17\text{m}^2$  |
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{東支店の免税点} \\ \text{判定の基礎} \\ \text{となる床面積} \end{array} \right) = (\text{東支店の床面積}) - (\text{非課税床面積})$  |
|   | $= 960 - 165$   |
|   | $= 795\text{m}^2$   |
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{南支店の免税点} \\ \text{判定の基礎} \\ \text{となる床面積} \end{array} \right) = \text{算定期間の末日(12月31日)には現存せず} \leftarrow \text{免税点判定には含めない。}$   |
|   | (課税標準の計算は月割となる。)  |

(2) 課税標準及び税額の計算

**課 税 標 準** = 本社面積 + 東支店面積 + 南支店面積

$$\begin{aligned} &= 3,657.17\text{m}^2 + 198.75\text{m}^2 + 1,366.66\text{m}^2 \\ &= 5,222.58\text{m}^2 \end{aligned}$$

内訳

|   |   |
|---|---|
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{本社の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる床面積} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{本社の} \\ \text{専用床面積} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{共用床面積のうち} \\ \text{甲社に係る床面積} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{本社の専用部分の} \\ \text{うち非課税床面積} \end{array} \right)$ |
|   | $= 3,460 + 611.17 - 414$  |
|   | $= 3,657.17\text{m}^2$  |
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{東支店の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる床面積} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{東支店の床面積} \\ \text{非課税床面積} \\ \text{特例床面積} \end{array} \right) \times \frac{\text{新設からの月数}}{12}$  |
|   | $= (960 - 165 - 397.50) \times 6 \div 12$   |
|   | $= 198.75\text{m}^2$  |
| ◎ | $\left( \begin{array}{l} \text{南支店の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる床面積} \end{array} \right) = (\text{南支店の床面積}) \times \frac{\text{廃止までの月数}}{12}$   |
|   | $= (1,820 - 180) \times 10 \div 12$   |
|   | $= 1,366.66\text{m}^2$  |

**税 額** = (課税標準) × (税率) = 5,222.58 × 600 = 3,133,548円

## 2 従業者割

## (1) 免税点の判定

$$\begin{aligned} \text{本社} + \text{東支店} + \text{南支店} &= 207人 + 15人 + 118人 \\ &= 340人 \leftarrow \text{免税点100人を超える。} \end{aligned}$$

## 内訳

$$\begin{aligned} \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{本社の免税点} \\ \text{判定の基礎と} \\ \text{なる従業者数} \end{array} \right] &= (\text{本社の全従業者数}) - (65歳以上の者の数) \\ &= 213 - 6 \\ &= 207人 \\ \\ \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{東支店の免税点} \\ \text{判定の基礎と} \\ \text{なる従業者数} \end{array} \right] &= (\text{東支店の全従業者数}) - (\text{身体障害者の数}) \\ &= 30 - 15 \\ &= 15人 \\ \\ \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{南支店の免税点} \\ \text{判定の基礎と} \\ \text{なる従業者数} \end{array} \right] &= (\text{南支店の全従業者数}) - (\text{福利厚生施設で従事する者の人数}) \\ &= 120 - 2 \\ &= 118人 \cdots \text{支店廃止されているが算定期間の末日には本社勤務} \end{aligned}$$

## (2) 課税標準及び税額の計算

$$\begin{aligned} \text{課税標準} &= \text{本社分給与総額} + \text{東支店分給与総額} + \text{南支店分給与総額} \\ &= 527,997,030円 + 42,948,525円 + 358,514,500円 \\ &= 929,460,000円 (1,000円未満の端数切捨て) \end{aligned}$$

## 内訳

$$\begin{aligned} \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{本社の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる給与総額} \end{array} \right] &= (\text{本社の給与額}) - (65歳以上の者の給与額) \\ &= 547,245,030 - 19,248,000 \\ &= 527,997,030円 \\ \\ \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{東支店の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる給与総額} \end{array} \right] &= (\text{東支店の給与額}) - (\text{身体障害者分給与額}) \\ &= 65,561,025 - 22,612,500 \\ &= 42,948,525円 \\ \\ \textcircled{\text{○}} \left[ \begin{array}{l} \text{南支店の} \\ \text{課税標準と} \\ \text{なる給与総額} \end{array} \right] &= (\text{南支店の給与額}) - (\text{福利厚生施設で従事する者の給与額}) \\ &= 364,930,500 - 6,416,000 \\ &= 358,514,500円 \end{aligned}$$

$$\text{税額} = (\text{課税標準}) \times (\text{税率}) = 929,460,000 \times 0.25/100 = 2,323,650円$$

## 3 事業所税額

$$\begin{aligned} (\text{資産割税額}) + (\text{従業者割税額}) &= 3,133,548円 + 2,323,650円 \\ &= 5,457,100円 (100円未満の端数切捨て) \end{aligned}$$

■申告書記載例

①第44号様式(申告書)

|   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |                  |
|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|------------------|
| 受付<br>令和 3 年 2 月 24 日<br>印  |  | ※処理事項<br>高知 市長殿   |  | 発信年月日<br>整理番号<br>事務所<br>区分<br>管理番号<br>申告区分  |  | 通信日付印<br>確認印                                    |  | 申告年月日<br>令和 年 月 日                               |  | 第四十四号様式<br>(提出用) |
| (フリガナ)<br>氏名又は<br>名称<br>カプトショウジカブシキガイシャ<br>甲商事株式会社                      |  | 住所<br>〒 780-0870<br>高知市本町 5-1-45 本町ビル                                     |  | (電話 823-9423)<br>事業種目<br>物品販売   |  | 資本金の額又は<br>出資金の額<br>60,000                      |  | 兆 十億 百万 千円                                      |  |                  |
| 個人番号又は<br>法人番号<br>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0                             |  | 又は<br>所在地<br>〒  |  | (電話)<br>支店  |  | 所轄税務署名<br>高知 税務署                                |  | 高知 市長殿  |  |                  |
| (フリガナ)<br>法人の代<br>表者氏名<br>カプト イチロウ<br>甲 一郎                              |  | 支店<br>〒   |  | (電話)<br>支店  |  | 所轄税務署名<br>高知 税務署                                |  | 高知 市長殿  |  |                  |
| 令和 02 年 1 月 1 日から令和 02 年 12 月 31 日までの事業年度又は課税期間の事業所税の申告書<br>(修正の場合のみ記入) |  |   |  |   |  | この申告に<br>応答する者<br>の氏名<br>(電話 823-9423)<br>高知 太郎 |  | 事業所等明細書<br>②の合計を転記                              |  |                  |
| 事業所等明細書<br>①を転記   |  | 事業所<br>算定期間を通じて使用された事業<br>所床面積 ① 4,071.17 m <sup>2</sup>                  |  | 従業者給与総額 ⑫ 977,736,555 円   |  | 非課税明細書①<br>の合計を転記                               |  | 非課税明細書①<br>の合計を転記                               |  |                  |
| 非課税明細書②<br>の合計を転記   |  | 面積<br>算定期間の中途において新設又は<br>廃止された事業所床面積 ② 2,780.00 m <sup>2</sup>            |  | 非課税に係る従業者給与総額 ⑬ 48,276,500 円  |  | 特例明細書②の<br>合計を転記                                |  | 特例明細書②の<br>合計を転記                                |  |                  |
| 課税に係る<br>①に係る非課税床面積 ③ 414.00 m <sup>2</sup>                             |  | 面積<br>②に係る非課税床面積 ④ 345.00 m <sup>2</sup>                                  |  | 控除従業者給与総額 ⑭   |  | 課税標準となる従業者給与<br>総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮ 929,460,000 円      |  | 1,000 円未満切捨                                     |  |                  |
| 特例明細書③の<br>合計を転記  |  | 面積<br>①に係る控除床面積 ⑤   |  | 従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$ ) ⑯ 2,323,650 円  |  | 修正申告をする<br>場合、既に納付<br>の確定した当期<br>分の従業者割額<br>を記入 |  | 修正申告をする<br>場合、既に納付<br>の確定した当期<br>分の従業者割額<br>を記入 |  |                  |
| 使用期間に応じ<br>て月割にします。   |  | 面積<br>②に係る控除床面積 ⑥ 397.50 m <sup>2</sup>                                   |  | 既に納付の確定した従業者割額 ⑰  |  | 資産割額と従業者割額の合計額<br>(⑩+⑯) ⑱ 5,457,100 円           |  | 既に納付の確定した事業所<br>税額 (⑱+⑰) ⑲ 00 円                 |  |                  |
| 税標準と<br>なる事業所<br>面積   |  | ①に係る課税標準となる<br>床面積 (①-③-⑤) × $\frac{\quad}{12}$ ⑦ 3,657.17 m <sup>2</sup> |  | この申告により納付すべき事業所<br>税額 (⑱-⑲) ⑳ 5,457,100 円   |  | 100 円未満切捨                                       |  | 100 円未満切捨                                       |  |                  |
| 円まで記入   |  | 面積<br>②に係る課税標準となる床面積 ⑧ 1,565.41 m <sup>2</sup>                            |  | 備考<br>⑧の内訳 : (960.00 - 165.00 - 397.50) × 6 / 12 + (1820.00 - 180.00) × 10 / 12 = 1565.41 |  | 月割計算の内訳を計算                                      |  | 月割計算の内訳を計算                                      |  |                  |
| 修正申告をする<br>場合、既に納付<br>の確定した当期<br>分の資産割額を<br>記入                          |  | 面積<br>課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨ 5,222.58 m <sup>2</sup>                        |  | 産割額 (⑨ × 600 円) ⑩ 3,133,548 円   |  | 既に納付の確定した資産割額 ⑪                                 |  | 既に納付の確定した当期<br>分の資産割額を<br>記入                    |  |                  |
| 修正申告をする<br>場合、既に納付<br>の確定した当期<br>分の資産割額を<br>記入                          |  | 面積<br>課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨ 5,222.58 m <sup>2</sup>                        |  | 産割額 (⑨ × 600 円) ⑩ 3,133,548 円   |  | 既に納付の確定した資産割額 ⑪                                 |  | 既に納付の確定した当期<br>分の資産割額を<br>記入                    |  |                  |

■申告書記載例

②第44号様式 別表1 (事業所等明細書)

12桁の個人番号又は13桁の法人番号を左詰めで記入

事業所等明細書

|   |                            |            |                             |     |    |      |   |  |
|---|----------------------------|------------|-----------------------------|-----|----|------|---|--|
| 明細区分の別  | 令和2年1月1日から<br>令和2年12月31日まで | ※処理事項      | 整理番号                        | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 分 |  |
| 1 算定期間を通じて使用された事業所等<br>2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等 | 算定期間                       | 氏名又は名称     | 甲商事株式会社                     |     |    |      |   |  |
|   |                            | 個人番号又は法人番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0,0,0 |     |    |      |   |  |

| ※処理事項 | 明細区分    | 事業所等の名称             | 所在地及びビル名       | 資       |         | 産         |               | 割    |             | 従業者割 |  |
|-------|---------|---------------------|----------------|---------|---------|-----------|---------------|------|-------------|------|--|
|       |         |                     |                | 専用床面積   | 共用床面積   | 事業所床面積    | 使用した期間(平成年月日) | 従業者数 | 従業者給与総額     |      |  |
|       | 1<br>2計 | 本社                  | 本町 5-1-45 本町ビル | 3460.00 |         |           | ・ ・ から        | 人    | 十億 百万 千 円   |      |  |
|       | 1<br>2計 | 鷹匠町 2-1-43、乙山不動産(株) |                | 611.17  | 4071.17 | ・ ・ から    | 人             | 213  | 547,245,030 |      |  |
|       | 1<br>2計 | 東支店                 | 葛島 4-3-3       | 960.00  |         | 2・6・15から  | 人             |      |             |      |  |
|       | 1<br>2計 | 本町 5-1-45、甲商事(株)    |                |         | 960.00  | 2・12・31まで | 人             | 30   | 65,561,025  |      |  |
|       | 1<br>2計 | 南支店                 | 棧橋通 2-7-3      | 1820.00 |         | 2・1・1から   | 人             |      |             |      |  |
|       | 1<br>2計 | 本町 5-1-45、甲商事(株)    |                |         | 1820.00 | 2・10・10まで | 人             | 120  | 364,930,500 |      |  |
|       | 1<br>2計 |                     |                |         | 2780.00 | ・ ・ から    | 人             | 150  | 430,491,525 |      |  |
|       | 1<br>2計 |                     |                |         |         | ・ ・ から    | 人             |      |             |      |  |
|       | 1<br>2計 |                     |                |         |         | ・ ・ から    | 人             |      |             |      |  |
|       | 1<br>2計 |                     |                |         |         | ・ ・ から    | 人             |      |             |      |  |

事業所用の家屋ごとに記載してください。

共用部分計算書(別表4)⑥欄を転記

申告書①欄に転記

新設の日付は営業開始日ではありません。新設・廃止の日付についてはp.65・66のQ&Aをご覧ください。

明細区分2の場合のみ記入

申告書②欄に転記

第四十四号様式別表一 (提出用)

■申告書記載例

③第 44 号様式 別表 2 (非課税明細書)

※共用部分の非課税については、この用紙ではなく「共用部分の計算書(別表 4)」に記入してください。

<1枚目>

非課税明細書

12桁の個人番号又は13桁の法人番号を左詰めで記入

|      |                    |            |                           |     |    |   |
|------|--------------------|------------|---------------------------|-----|----|---|
| 算定期間 | 令和 2 年 1 月 1 日から   | ※ 処理事項     | 整理番号                      | 事務所 | 区分 | 管 |
|      | 令和 2 年 12 月 31 日まで | 氏名又は名称     | 甲商事株式会社                   |     |    |   |
|      |                    | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 |     |    |   |

第四十四号様式別表二 (提出用)

| ※      | 事業所等の名称                | 甲商事(株)本社                             | 事業所等の所在地 | 高知市本町 5-1-45 本町ビル |         |            |   |            |
|--------|------------------------|--------------------------------------|----------|-------------------|---------|------------|---|------------|
| 非課税の内訳 |                        |                                      | 資産割      |                   | 従業者割    |            |   |            |
|        |                        |                                      | 非課税床面積   | ⑦                 | 非課税従業者数 | 非課税従業者給与総額 |   |            |
|        | 法第701条の34第 3 項第 26 号該当 |                                      | ㎡        | 人                 | 十億      | 百万         | 千 | 円          |
|        |                        | 【別表1】のうち、非課税に該当するものを記入               | 214.00   |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 法第701条の34第 4 項第 号該当                  | 200.00   |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 法第701条の34第 項第 号該当                    |          |                   |         |            |   |            |
|        |                        |                                      |          |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 障害者・65歳以上の従業者                        |          |                   | 6       |            |   | 19,248,000 |
|        |                        | 合計                                   | 414.00   |                   | 6       |            |   | 19,248,000 |
|        |                        | 該当する場合は、「非課税従業者給与支払明細書」の記入もお願いしています。 |          |                   |         |            |   |            |
| ※      | 事業所等の名称                | 甲商事(株)東支店                            | 事業所等の所在地 | 高知市葛島 4-3-3       |         |            |   |            |
| 非課税の内訳 |                        |                                      | 資産割      |                   | 従業者割    |            |   |            |
|        |                        |                                      | 非課税床面積   | ⑦                 | 非課税従業者数 | 非課税従業者給与総額 |   |            |
|        | 法第701条の34第 3 項第 26 号該当 |                                      | ㎡        | 人                 | 十億      | 百万         | 千 | 円          |
|        |                        |                                      | 165.00   |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 法第701条の34第 項第 号該当                    |          |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 法第701条の34第 項第 号該当                    |          |                   |         |            |   |            |
|        |                        |                                      |          |                   |         |            |   |            |
|        |                        | 障害者・65歳以上の従業者                        |          |                   | 15      |            |   | 22,612,500 |
|        |                        | 合計                                   | 165.00   |                   | 15      |            |   | 22,612,500 |
|        |                        | 非課税事業所床面積等の合計                        |          |                   |         |            |   |            |

■申告書記載例

③第44号様式 別表2 (非課税明細書)

※共用部分の非課税については、この用紙ではなく「共用部分の計算書(別表4)」に記入してください。

〈2枚目〉

非課税明細書

12桁の個人番号又は13桁の法人番号を左詰めで記入

|      |                |            |                           |     |    |   |
|------|----------------|------------|---------------------------|-----|----|---|
| 算定期間 | 令和 2年 1月 1日から  | ※ 処理事項     | 整理番号                      | 事務所 | 区分 | 管 |
|      | 令和 2年12月 31日まで | 氏名又は名称     | 甲商事株式会社                   |     |    |   |
|      |                | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 |     |    |   |

第四十四号様式別表二 (提出用)

| ※             |   | 事業所等の名称 | 甲商事(株)南支店 | 事業所等の所在地         | 高知市棧橋通 2-7-3 |                |    |            |
|---------------|---|---------|-----------|------------------|--------------|----------------|----|------------|
| 非課税の内訳        |   |         |           | 資産割              |              | 従業者割           |    |            |
|               |   |         |           | 非課税床面積           | ⑦            | 非課税従業者数        | ⑧  | 非課税従業者給与総額 |
| 法第701条の34第    | 3 | 項第      | 26        | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 十億 百万 千 円  |
|               |   |         |           |                  | 180.00       |                | 2  | 6,416,000  |
| 法第701条の34第    |   | 項第      |           | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
|               |   |         |           | 各事業所ごとに記載してください。 |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 法第701条の34第    |   | 項第      |           | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 障害者・65歳以上の従業者 |   |         |           |                  |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 合計            |   |         |           |                  | 180.00       | m <sup>2</sup> | 2  | 6,416,000  |
| ※             |   | 事業所等の名称 |           | 事業所等の所在地         |              |                |    |            |
| 非課税の内訳        |   |         |           | 資産割              |              | 従業者割           |    |            |
|               |   |         |           | 非課税床面積           | ⑦            | 非課税従業者数        | ⑧  | 非課税従業者給与総額 |
| 法第701条の34第    |   | 項第      |           | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 十億 百万 千 円  |
| 法第701条の34第    |   | 項第      |           | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 法第701条の34第    |   | 項第      |           | 号該当              |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
|               |   |         |           | 申告書⑬欄に転記         |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 障害者・65歳以上の従業者 |   |         |           |                  |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 合計            |   |         |           | 申告書③及び④欄の合計に一致   |              | m <sup>2</sup> | 人  | 円          |
| 非課税事業所床面積等の合計 |   |         |           |                  | 759.00       | m <sup>2</sup> | 23 | 48,276,500 |

■申告書記載例

④第44号様式 別表3 (課税標準の特例明細書)

12桁の個人番号又は13桁の法人番号を左詰めで記入

課税標準の特例明細書

|      |                 |            |                |     |       |   |
|------|-----------------|------------|----------------|-----|-------|---|
| 算定期間 | 令和 2年 1月 1日から   | ※処理事項      | 整理番号           | 事務所 | 区管理番号 | 号 |
|      | 令和 2年 12月 31日まで | 氏名又は名称     | 甲商事株式会社        |     |       |   |
|      |                 | 個人番号又は法人番号 | 12345678900000 |     |       |   |

第四十四号様式別表三 (提出用)

| ※                  |                | 事業所等の名称 | 甲商事(株)東支店 |                    | 事業所等の所在地 | 高知市葛島 4-3-3 |         |
|--------------------|----------------|---------|-----------|--------------------|----------|-------------|---------|
| 課税標準の特例内訳          | 資 産 割          |         |           | 従 業 者 割            |          |             |         |
|                    | 課税標準の特例適用対象床面積 | 控除割合    | 控除事業所床面積  | 課税標準の特例適用対象従業員給与総額 | 控除割合     | 控除従業員給与総額   |         |
|                    | ㊦              | ㊧       | (㊦ × ㊧)   | ㊨                  | ㊩        | ㊪           | (㊩ × ㊪) |
| 法第701条の41 第2項第 号該当 | 795.00         | 1/2     | 397.50    | 十億 百万 千 円          | —        | 十億 百万 千 円   |         |
| 法第701条の41 第 項第 号該当 |                |         |           | 円                  | —        | 円           |         |
|                    |                |         |           | 円                  | —        | 円           |         |
| 雇用改善助成対象者          |                |         |           | 円                  | 1/2      |             | 円       |
| 合 計                | 795.00         |         | 397.50    | 円                  |          |             | 円       |
| ※                  |                |         |           |                    |          |             |         |
|                    |                | 事業所等の名称 |           |                    | 事業所等の所在地 |             |         |
| 課税標準の特例内訳          | 資 産 割          |         |           | 従 業 者 割            |          |             |         |
|                    | 課税標準の特例適用対象床面積 | 控除割合    | 控除事業所床面積  | 課税標準の特例適用対象従業員給与総額 | 控除割合     | 控除従業員給与総額   |         |
|                    | ㊦              | ㊧       | (㊦ × ㊧)   | ㊨                  | ㊩        | ㊪           | (㊩ × ㊪) |
| 法第701条の41 第 項第 号該当 |                | —       |           | 十億 百万 千 円          | —        | 十億 百万 千 円   |         |
| 法第701条の41 第 項第 号該当 |                | —       |           | 円                  | —        | 円           |         |
|                    |                | —       |           | 円                  | —        | 円           |         |
| 雇用改善助成対象者          |                |         |           | 円                  | 1/2      |             | 円       |
| 合 計                |                |         |           | 円                  |          | 円           | 円       |
| 控除事業所床面積の合計        |                |         | 397.50    | 控除従業員給与総額の合計       |          |             |         |

【別表3】のうち、課税標準の特例措置に該当するものを記入

特例控除は、該当箇所から非課税部分を除いた面積にのみ適用されます。

各事業所ごとに記載してください。

申告書⑤及び⑥欄の合計に一致

■申告書記載例

⑤第44号様式 別表4（共用部分の計算書）

12桁の個人番号又は13桁の法人番号を左詰めで記入

共用部分の計算書

当該ビルを使用している者の専用床面積の合計を記入  
※設例では甲商事(株)  
3,460㎡  
A社  
2,300㎡  
B社  
2,300㎡  
C社  
2,300㎡  
合計  
10,360㎡  
となります。

|      |                 |            |                           |     |    |      |   |
|------|-----------------|------------|---------------------------|-----|----|------|---|
| 算定期間 | 令和 2年 1月 1日から   | ※処理事項      | 整理番号                      | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 分 |
|      | 令和 2年 12月 31日まで | 氏名又は名称     | 甲商事株式会社                   |     |    |      |   |
|      |                 | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 |     |    |      |   |

第四十四号様式別表四

|                            |          |           |                  |                  |       |  |
|----------------------------|----------|-----------|------------------|------------------|-------|--|
| 事業所等の名称                    | 甲商事(株)本社 |           | 事業所等の所在地         | 高知市本町5-1-45 本町ビル |       |  |
| 専用部分の延べ面積                  | ①        | 10,360.00 | ③ の 内 訳          |                  |       |  |
| ①のうち当該事業所部分の延べ面積           | ②        | 3,460.00  | 消防設備等に係る共用床面積    | ⑦                | 7.50  |  |
| 非課税に係る共用床面積                | ③        | 50.00     | 防災に関する設備等        | ⑧                | 12.50 |  |
| ③以外の共用床面積                  | ④        | 1,830.00  | 全部が非課税となる共用床面積   | ⑨                | 30.00 |  |
| 共用床面積の合計 (③+④)             | ⑤        | 1,880.00  | 2分の1が非課税となる共用床面積 | ⑩                | 50.00 |  |
| 事業所床面積となる共用床面積 (④ × ② / ①) | ⑥        | 611.17    | ⑦以外の非課税に係る共用床面積  | ⑪                |       |  |
|                            |          |           | 計 (⑦~⑩)          | ⑫                |       |  |

【別表2】特定防火対象物にあたる家屋に、非課税の共用部分がある場合に記入

1/2 が非課税となる共用床面積がある場合、当該面積の1/2（非課税部分）は右の⑦欄に、残りの1/2（課税部分）は左の④欄に記入します。  
●本例においては、当該面積（60㎡）の1/2（30㎡）は⑦欄に、残りの1/2（30㎡）は④欄に加算しています。

事業所明細書(別表1)の欄に転記

|                            |          |  |                   |                  |  |  |
|----------------------------|----------|--|-------------------|------------------|--|--|
| 事業所等の名称                    | 甲商事(株)本社 |  | 事業所等の所在地          | 高知市本町5-1-45 本町ビル |  |  |
| 専用部分の延べ面積                  | ①        |  | 消防                | ⑦                |  |  |
| ①のうち当該事業所部分の延べ面積           | ②        |  | 防災に関する設備等         | ⑧                |  |  |
| 非課税に係る共用床面積                | ③        |  | 全部が非課税となる共用床面積    | ⑨                |  |  |
| ③以外の共用床面積                  | ④        |  | 2分の1が非課税となる共用床面積  | ⑩                |  |  |
| 共用床面積の合計 (③+④)             | ⑤        |  | ⑦~⑩以外の非課税に係る共用床面積 | ⑪                |  |  |
| 事業所床面積となる共用床面積 (④ × ② / ①) | ⑥        |  | 合 計 (⑦~⑩)         | ⑫                |  |  |



■申告書記載例

⑥福利厚生施設の内訳

※非課税となる福利厚生施設がある場合、この用紙も併せて作成してください。

非課税となる福利厚生施設の内訳とその床面積

| 事業所用家屋の所在地     | 施設の名称  | 床面積                     | 備考 | 事業所用家屋の所在地 | 施設の名称 | 床面積            | 備考 |
|----------------|--------|-------------------------|----|------------|-------|----------------|----|
| 本町 5-1-45 本町ビル | 本社休憩室  | m <sup>2</sup><br>80.00 |    |            |       | m <sup>2</sup> |    |
| 〃              | 本社食堂   | 134.00                  |    |            |       |                |    |
| 葛島 4-3-3       | 東支店食堂  | 100.00                  |    |            |       |                |    |
| 〃              | 東支店卓球室 | 65.00                   |    |            |       |                |    |
| 栈橋通 2-7-3      | 社員食堂   | 180.00                  |    |            |       |                |    |
|                |        |                         |    |            |       |                |    |
|                |        |                         |    |            |       |                |    |
|                |        |                         |    |            |       |                |    |
|                |        |                         |    |            |       |                |    |
|                |        |                         |    | 合 計        |       | 559.00         |    |

※施設の名称は食堂、売店、診療室等具体的に記載し、面積もそれぞれ個別に記載してください。

■申告書記載例

⑦非課税従業員給与支払明細書

※非課税に該当する従業員がいる場合、この用紙も併せて作成してください。

| 算定期間  | 障害者・65歳以上の従業員及び<br>雇用改善助成対象者給与<br>支払明細書(事業に係る事業所税分) |                               |                              | 氏名<br>又は<br>名称 | 甲商事株式会社               |                   |
|---|---|-------------------------------|------------------------------|----------------|-----------------------|-------------------|
|   | 令和2年1月1日<br>から<br>令和2年12月31日<br>まで                  |                               |                              |                |                       |                   |
| 氏名  | 役員<br>(役員に該当する場合<br>のみ役職名を記入)                       | 1. 障害者<br>2. 65歳以上<br>3. 雇改助対 | 生年月日                         | 対象者とな<br>った日   | 非課税・特例<br>の対象期間       | 左記に対する<br>支払給与等の額 |
| 高知 花子   | 該当・ <b>非該当</b><br>(役職名: )                           | 1<br><b>2</b><br>3            | M・T・ <b>S</b> ・H<br>24年12月1日 | H26年12月1日      | R2年1月<br>から<br>R2年12月 | 円<br>3,150,275    |
| 事業所 三郎  | <b>該当</b> ・非該当<br>(役職名: 相談役)                        | 1<br><b>2</b><br>3            | M・T・ <b>S</b> ・H<br>20年8月31日 | H22年8月31日      | R2年1月<br>から<br>R2年12月 | 円<br>2,000,000    |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     相談役、顧問その他これらに類する者の内、経営に参画していない場合かつ障害者・65歳以上の場合は、非課税従業員に該当します。                 </div> 以下、該当者を記入 |   |                               |                              |                |                       |                   |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
|   | 該当・非該当<br>(役職名: )                                   | 1<br>2<br>3                   | M・T・S・H<br>年 月 日             | 年 月 日          | 年 月<br>から<br>年 月      | 円                 |
| 合 計   |   | 1<br>2<br>3<br>人<br>人<br>人    |                              |                |                       | 円                 |

■その他の申告書記載例

①事業所等新設・廃止申告書

※1つの営業単位の事業所(支店・営業所等)の新設又は廃止の日から1月以内に申告してください。

第65号様式



13桁の法人番号を記入

|      |               |
|------|---------------|
| 法人番号 | 1234567890000 |
| 整理番号 |               |

事業所等 **新設  
廃止** 申告書

令和 2年 10月 31日

高知市長様

|     |         |                 |                  |      |          |
|-----|---------|-----------------|------------------|------|----------|
| 申告者 | 住所又は所在地 | 本店              | 高知市本町5-1-45 本町ビル |      |          |
|     |         | 支店              | 高知市棧橋通2-7-3      |      |          |
|     | 氏名又は名称  |                 |                  |      |          |
|     | 法人代表者氏名 | 甲商事株式会社<br>甲 一郎 |                  |      | 甲商事印 甲 印 |
|     | 電話番号    | 823-9423        | 事業種目             | 物品販売 |          |

下記の事業所等を **新設  
廃止** したので、地方税法第701条の52第1項及び高知市税条例第150条第1項の規定により申告します。

|                           |        |          |                |              |                          |
|---------------------------|--------|----------|----------------|--------------|--------------------------|
| 新設<br>設止<br>した<br>事業<br>所 | 所在地    | 棧橋通2-7-3 |                | 事業年度又は(課税期間) | 2年 1月 1日から<br>2年12月31日まで |
|                           | 名称     | 南支店      |                | 新設又は廃止年月日    | 令和2年10月10日               |
|                           | 事業所床面積 | 1820.00  | m <sup>2</sup> | 従業者数         | 120名                     |

■その他の申告書記載例

②事業所用家屋貸付・異動申告書

※事業所用家屋を貸し付けている方は、貸付の日又はその異動があった日から1月以内に申告してください。

第66号様式



事業所用家屋（貸ビル等）貸付・異動申告書

高知市長様

令和 1年 9月 15日

地方税法第701条の52第2項及び高知市税条例第150条第2項の規定により事業所用家屋の貸付状況等を申告します。

13桁の法人番号を記入

|                              |   |                               |  |            |   |
|------------------------------|---|-------------------------------|--|------------|---|
| 建物の所有者                       | ①所在地（住所）<br><b>高知市鷹匠町2-1-43</b>   |                               | この申告に応答する係、氏名、電話                           |            |   |
|                              | 名称（氏名）<br><b>乙山不動産株式会社</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">乙山不動産印</span> 印 |                               | 係 <b>総務部</b>                               |            |   |
|                              | ②法人の代表者氏名<br><b>乙山 太一</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">乙山</span> 印      |                               | 氏名 <b>事業所 一郎</b><br>電話 <b>823 局 9384 番</b> |            |   |
| 法人番号<br><b>9876500004321</b> |   |                               |  |            |   |
| 貸付対象家屋                       | ③名称（家屋番号）<br><b>本町ビル</b>  |                               | ④所在地<br><b>本町5-1-45</b>                    |            | ⑤延床面積<br><b>12240.00</b> m <sup>2</sup> |
|                              | 延床面積の内訳   | ⑥専用部分                         |  | 共用部分       |   |
|                              |   | ⑦非課税となる共用部分                   |  | ⑧その他の共用部分  |   |
|                              | <b>10360.00</b> m <sup>2</sup>  |                               | <b>50.00</b> m <sup>2</sup>                |            | <b>1830.00</b> m <sup>2</sup>           |
| 貸付状況明細                       |   |                               |  |            |   |
| 使用者                          |   | ⑪専用床面積                        | ⑫貸付・異動年月日                                  | ⑬用途        |   |
| ⑨市内における主たる事務所等の所在地           | ⑩名称（氏名）   |                               |  |            |   |
| <b>本町5-1-45 本町ビル</b>         | <b>甲商事(株)</b>   | <b>3460.00</b> m <sup>2</sup> | <b>平成10.1.1~</b>                           | <b>事務所</b> |   |
| <b>〃</b>                     | <b>A社</b>   | <b>2300.00</b>                | <b>〃</b>                                   | <b>〃</b>   |   |
| <b>〃</b>                     | <b>B社</b>   | <b>2300.00</b>                | <b>〃</b>                                   | <b>〃</b>   |   |
| <b>〃</b>                     | <b>C社</b>   | <b>2300.00</b>                | <b>令和1.9.1~</b>                            | <b>店舗</b>  |   |
| 備考                           |   |                               |  |            |   |

## 2. みなし共同事業に関する明細書の記載要領

「みなし共同事業」に該当する事業所等がある場合は、「みなし共同事業」に係る特殊関係者等の必要事項を「みなし共同事業に関する明細書」に記載して、申告書と併せて提出してください。

### 設 例

丙商事株式会社（事業年度：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

|  |
|--|
| <b>丙商事株式会社</b> （特殊関係者を有する者）<br>事業所床面積：820.40㎡ / 従業者数：80人 |
| <b>丁山不動産株式会社</b> （特殊関係者）<br>事業所床面積：346.35㎡ / 従業者数：10人    |
| <b>戊川販売株式会社</b> （特殊関係者）<br>事業所床面積：107.45㎡ / 従業者数：5人      |

同一家屋

■みなし共同事業に関する明細書記載例

みなし共同事業に関する明細書

みなし共同事業に係る事業所等の所在地と当該事業所等の名称をご記入ください。

|     |   |                          |                           |   |
|-----|---|--------------------------|---------------------------|---|
| 申告者 | (特殊関係者を有する者)<br>氏名又は名称<br>及び<br>住所又は所在地 | 丙商事株式会社<br>高知市丸ノ内1丁目3-20 | みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び名称(A) | (所在地)<br>高知市丸ノ内1丁目3-20<br>(ビル名等)<br>丸ノ内ビルディング |
|-----|---|--------------------------|---------------------------|---|

【算定期間】欄は、申告者に関する課税標準の算定期間をご記入ください。

記入日: 令和2年5月31日

| 算定期間                  | みなし共同事業に係る事業所等(A)と同一家屋の事業所 | 事業所床面積(m <sup>2</sup> ) |        |             | 従業者数(人) |             |       |          |            |    |    |     |
|-----------------------|----------------------------|-------------------------|--------|-------------|---------|-------------|-------|----------|------------|----|----|-----|
|                       |                            | ①専用床面積                  | ②共用床面積 | ③合計床面積【①+②】 | ④非課税床面積 | ⑤差引床面積【③-④】 | ⑥従業者数 | ⑦非課税従業者数 | ⑧差引人数【⑥-⑦】 |    |    |     |
| 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |                            |                         |        |             |         |             |       |          |            |    |    |     |
| ア                     | 特殊関係者を有する者(申告者)の(A)内の事業所   | 810                     | 20     | 820         | 40      | 5           | 50    | 814      | 90         | 80 | 10 | 70  |
| イ                     | 丁山不動産株式会社<br>(第6号該当)       | 340                     | 55     | 346         | 35      | 3           | 15    | 343      | 20         | 10 | 2  | 8   |
| ウ                     | 戊川販売株式会社<br>(第6号該当)        | 105                     | 40     | 107         | 45      | 1           | 15    | 106      | 30         | 5  | 0  | 5   |
| エ                     |                            |                         |        |             |         |             |       |          |            |    |    |     |
| オ                     |                            |                         |        |             |         |             |       |          |            |    |    |     |
| カ                     |                            |                         |        |             |         |             |       |          |            |    |    |     |
| キ                     | イ～カの合計                     | 1230                    | 40     | 1230        | 40      | 0           | 00    | 1100     | 10         | 45 | 5  | 40  |
| ク                     | 特殊関係者を有する者(申告者)の(A)以外の事業所等 |                         |        |             |         |             |       |          |            |    |    |     |
| 合計(免税点判定)             | 【ア+キ+ク】                    |                         |        |             |         |             |       | 2364     | 50         |    |    | 123 |

【第6号該当】は地方税法施行令第5条第1項の適用条項をご記入ください。

「特殊関係者の名称等イ～カ」欄は、(A)の事業所内において、みなし共同事業に係る各共同事業者(特殊関係者)の氏名又は名称、事業所床面積及び従業者数に関する内訳等をご記入ください。

「ア 特殊関係者を有する者(申告者)の(A)内の事業所」欄へは、申告者の(A)の事業所に関する事業所床面積・従業者数に関する内訳等をご記入ください。

「ク 特殊関係者を有する者(申告者)の(A)以外の事業所等」欄へは、申告者の市内における(A)以外の事業所等に関する事業所床面積・従業者数に関する内訳等(複数ある場合は、各欄でそれぞれを合計したものの)をご記入ください。また、本欄の事業所等がみなし共同事業に係る事業所等である場合は、それらも合算のうえ、ご記入ください。

※資産割は1000円、従業者割は100人を超えそれぞれ課税

# 別表

## 法 第701条の34

| 項 | 号            | 区 分   | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等  |
|---|--------------|---|------------|------|--|
|   |              |   | (○印が非課税対象) |      |  |
| 3 | 3            | 博物館法第2条第1項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設<br><b>令 第56条の24</b>   | ○          | ○    | ①博物館<br>②図書館法第2条第1項の図書館<br>③学校教育法附則第6条の幼稚園   |
| 3 | 4            | 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の25</b>   | ○          | ○    | 物価統制令第4条により道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場（一般の銭湯）   |
| 3 | 5            | と畜場法第3条第2項に規定すると畜場  | ○          | ○    |  |
| 3 | 6            | 化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場  | ○          | ○    |  |
| 3 | 7            | 水道法第3条第8項に規定する水道施設  | ○          | ○    | 水道のための取水施設，貯水施設，導水施設，浄水施設，送水施設及び配水施設で水道業者等の管理に属するもの  |
| 3 | 8            | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて，又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集，運搬又は処分の事業の用に供する施設   | ○          | ○    | 市長の許可若しくは認定，又は委託を受け事業を行うもの   |
| 3 | 9            | 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所，介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師，准看護師，歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所<br><b>令 第56条の26</b> | ○          | ○    | ①病院，診療所<br>②医療法人が開設する介護老人保健施設<br>③医療法人が開設する介護医療院<br>④看護師，准看護師，歯科衛生士，保健師，助産師，診療放射線技師，歯科技工士，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師及び柔道整復師の養成所 |
| 3 | 10           | 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の26の2</b>  | ○          | ○    | 救護施設，更正施設，医療保護施設，授産施設，宿所提供施設   |
| 3 | 10<br>の<br>2 | 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設  | ○          | ○    |  |
| 3 | 10<br>の<br>3 | 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の26の3</b>   | ○          | ○    | 助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設，児童養護施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センター  |



法 第701条の34

| 項 | 号            | 区 分   | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|--------------|---|------------|------|---|
|   |              |   | (○印が非課税対象) |      |   |
| 3 | 10<br>の<br>4 | 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園                                    | ○          | ○    |   |
| 3 | 10<br>の<br>5 | 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の26の4</b>                                  | ○          | ○    | 老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター及び老人介護支援センター  |
| 3 | 10<br>の<br>6 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設                                       | ○          | ○    |   |
| 3 | 10<br>の<br>7 | 第10号から第10号の6までに掲げる施設のほか，社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の26の5</b> | ○          | ○    | 社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業，同項第6号及び第7号に掲げる事業，同条第3項第1号若しくは第1号の2に掲げる事業，同項第2号に掲げる障害児通所支援事業，障害児相談支援事業，児童自立生活援助事業，放課後児童健全育成事業，子育て短期支援事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業，地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業，小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業，同項第2号の3に掲げる事業，同項第3号に掲げる事業，同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業，老人デイサービス事業，老人短期入所事業，小規模多機能型居宅介護事業，認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第4号の2から第6号まで及び第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設 |
| 3 | 10<br>の<br>8 | 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設  | ○          | ○    |   |
| 3 | 10<br>の<br>9 | 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業，同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設           | ○          | ○    |   |
| 3 | 11           | 農，林，漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の27</b><br><b>則 第24条の3</b>             | ○          | ○    | ①農作物育成管理用施設，蚕室，畜舎<br>②家畜飼養管理用施設，農舎，農産物乾燥施設，農業生産資材貯蔵施設，たい肥舎，サイロ及びきのご栽培施設   |

法 第701条の34

| 項 | 号  | 区 分  | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|----|--|------------|------|---|
|   |    |  | (○印が非課税対象) |      |   |
| 3 | 12 | 農業協同組合，水産業協同組合，森林組合，農事組合法人，農業協同組合連合会，生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業の共同利用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の28</b><br><b>則 第24条の4</b>  | ○          | ○    | ①生産の用に供する施設<br>②国の補助，株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金，農業若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置された保管，加工，流通の用に供する施設<br>③農林水産業者の研修のための施設<br>④農林水産業に関する試験研究のための施設 |
| 3 | 14 | 卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の29</b><br><b>則 第24条の5</b>  | ○          | ○    | ①中央卸売市場，地方卸売市場<br>②株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場及び卸売り又は仲卸しの業務の用に供する倉庫，冷蔵庫，処理加工施設，配達センター，計算センター<br>③指定場外保管施設                                    |
| 3 | 16 | 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業，同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の32</b>   | ○          | ○    | ①電気事業法第2条第1項第18号の電気工作物（発電，変電，送電若しくは配電又は電気の使用のために設置するもの）<br>②①の施設の工事，維持及び運用に関する保安のための巡視，点検，検査又は操作のために必要な施設                                 |
| 3 | 17 | ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の33</b>  | ○          | ○    | ①ガス事業法第2条第13項のガス工作物（ガス発生設備，ガスホルダー，ガス精製設備，排送機，圧送機，整圧器，導管，受電設備等でガス事業の用に供するもの）<br>②①の施設の工事，維持及び運用に関する保安のための巡視，点検，検査又は操作のために必要な施設             |
| 3 | 18 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち，当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の34</b><br><b>則 第24条の5の2</b> | ○          | ○    | 連携集積活性化事業を行う中小企業者が，資金の貸付けを受けて設置し，当該事業の趣旨に沿った事業を行う施設（工場，研究施設，情報サービス業を行う事業場，店舗，倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備）   |

法 第701条の34

| 項 | 号  | 区 分   | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|----|---|------------|------|---|
|   |    |   | (○印が非課税対象) |      |   |
| 3 | 19 | 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br>総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の35</b><br><b>則 第24条の5の3</b><br><b>則 第24条の5の4</b> | ○          | ○    | 工場，研究施設，情報サービス業を行う事業場，店舗，倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備  |
| 3 | 20 | 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の36</b>  | ○          | ○    | 事務所，発電施設以外の施設（営業所，停車場，停留所，運転指令所，電力指令所，信号所，車庫，貨物庫，変電所，配電所，開閉所，監視所，駐在所，修理工場，資材機械等の貯蔵倉庫などの施設）  |
| 3 | 21 | 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の37</b>  | ○          | ○    | 事務所以外の施設  |
| 3 | 22 | 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の38</b>   | ○          | ○    | 事務所以外の施設<br>①バスターミナル事業に係る施設にあつては誘導車路，操車場所，停留場所，駐車場，洗車場，給油場，検車場，乗降場，旅客通路，待合所，切符売りさばき所等<br>②トラックターミナル事業に係る施設にあつては誘導車路（車両用通路），操車場所，停留場所，荷扱場，洗車場，給油所，検車場等 |
| 3 | 23 | 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設<br><b>令 第56条の39</b><br><b>則 第24条の6</b>   | ○          | ○    | ①格納庫，運航管理施設，航空機整備施設，貨物取扱施設，整備用資材保管施設等<br>②旅客カウンター，チケットロビー，キャッシャーラーム，遺失物保管室，手荷物取扱施設<br>③待合室，ロビー及び通路，階段等無償で旅客等の用に供する施設                                  |

法 第701条の34

| 項 | 号            | 区 分  | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等  |
|---|--------------|--|------------|------|--|
|   |              |  | (○印が非課税対象) |      |  |
| 3 | 24           | 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置，自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。）を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の40<br/>則 第24条の6の2</b> | ○          | ○    | 事務所，研究施設，研修施設以外の施設   |
| 3 | 25           | 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の40の2<br/>則 第24条の6の3</b>   | ○          | ○    | 信書便物の引受け及び配達のために供する施設，信書郵便物の表示，区分，転送，還付及び管理のために供する施設   |
| 3 | 25<br>の<br>2 | 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のために供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の40の3<br/>則 第24条の6の4</b>   | ○          | ○    | ①郵便物の引受け，配達，表示，区分，転送，還付及び保管のために供する施設及び郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきの用に供する施設<br>②郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設  |
| 3 | 26           | 勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の41<br/>則 第24条の7</b><br><br>※福利厚生施設とは，従業員の福利厚生のために設置される保養所，体育館，クラブ，美容室，理髪室，喫茶室，食堂等です。<br>なお，ロッカー室，浴場等で業務上必要なものとして設置されている場合には，福利厚生施設には該当しません。   | ○          | ○    | ①事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営し専らこれらの者が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設<br>②国民健康保険組合，健康保険組合，共済組合等（国家公務員，地方公務員，市町村職員，その他の共済組合）又はその連合会が経営し専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設<br>③その他専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生施設で次に掲げるもの<br>◎農協，消費生協，厚生年金基金，労働組合，国家公務員又は地方公務員の団体その他が経営し専らその団体又は組合員の利用に供する福利厚生施設<br>◎民法第34条の法人又は人格のない社団等が経営し専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設<br>◎上記の者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生のための施設 |

## 法 第701条の34

| 項 | 号  | 区 分  | 資産割        | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|----|--|------------|------|---|
|   |    |  | (○印が非課税対象) |      |   |
| 3 | 27 | 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の42</b><br><b>則 第24条の8</b>   | ○          | ○    | 駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される路外駐車場のうち、都市計画駐車場及び特定路外駐車場の用に供する施設（月極駐車場のみを取り扱う駐車場は含まれない。）                             |
| 3 | 28 | 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの   | ○          | ○    |   |
| 3 | 29 | 本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の42の2</b>  | ○          | ○    | 事務所以外の施設  |
| 4 |    | 百貨店、旅館その他消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分<br><b>令 第56条の43</b><br><b>則 第24条の9</b> | ○          | —    | ①対象となる建物は、用途が【別表2】の1（p.49）に掲げる「特定防火対象物」に該当するものに限る。<br>②①の建物のうち対象となる施設等は、【別表2】の2、3（p.50, 51）に掲げる「消防用設備等」および「避難施設等」に限る。 |
| 5 |    | 港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額<br><b>令 第56条の46</b><br><b>則 第24条の10</b>   | —          | ○    | 港湾運送の業務に従事する労働者の詰所及び現場事務所   |



1. 特定防火対象物（消防法施行令別表第1から抜粋）

非課税の対象となるのは下表に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限られますので、消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋が下の表に掲げる**特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。**

| 項 番  | 建 物 の 用 途  |
|------|--|
| 1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 劇場，映画館，演芸場又は観覧場</li> <li>ロ 公会堂又は集会場</li> </ul>  |
| 2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ キャバレー，カフェ，ナイトクラブ，その他これらに類するもの</li> <li>ロ 遊技場又はダンスホール</li> <li>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ，1項イ，4項，5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</li> <li>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</li> </ul> |
| 3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 待合，料理店，その他これらに類するもの</li> <li>ロ 飲食店</li> </ul>   |
| 4    | 百貨店，マーケット，その他の物品販売を営む店舗又は展示場   |
| 5    | イ 旅館，ホテル，宿泊所その他これらに類するもの   |
| 6    | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 病院，診療所又は助産所</li> <li>ロ 老人福祉施設，有料老人ホーム，介護老人保健施設，救護施設，更生施設，児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。），身体障害者福祉センター，障害者支援施設，地域活動支援センター，福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設等</li> <li>ハ 老人デイサービスセンター，老人介護支援センター，助産施設，児童養護施設，身体障害者福祉センター，地域活動支援センター等の施設</li> <li>ニ 幼稚園又は特別支援学校</li> </ul>           |
| 9    | イ 公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場，その他これらに類するもの   |
| 16   | イ 複合用途防火対象物のうち，その一部が1項から4項まで，5項イ，6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの  |
| 16の2 | 地下街  |
| 16の3 | 建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで，5項イ，6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）   |

## 2. 消防用設備等

本表の適用は、消防法第17条第1項に規定する消防用設備等であって、同条の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるものに限られます。

| 区分         | 非課税床面積の対象となる施設等(消防法施行令第7条から抜粋)   | 非課税部分 |
|------------|--|-------|
| 消火設備       | 1 消火器及び次に掲げる簡易消火用具<br>(1) 水バケツ (2) 水槽 (3) 乾燥砂 (4) 膨張ひる石, 膨張真珠岩<br>2 屋内消火栓設備<br>3 スプリンクラー設備<br>4 水噴霧消火設備<br>5 泡消火設備<br>6 不活性ガス消火設備<br>7 ハロゲン化物消火設備<br>8 粉末消火設備<br>9 屋外消火栓設備<br>10 動力消防ポンプ設備 | その全部  |
| 警報設備       | 1 自動火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備<br>2 漏電火災警報器<br>3 消防機関へ通報する火災報知設備<br>4 警鐘, 携帯用拡声器, 手動式サイレン, その他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備<br>(1) 非常ベル (2) 自動式サイレン (3) 放送設備  | その全部  |
| 避難設備       | 1 すべり台, 避難はしご, 救助袋, 緩降機, 避難橋, その他の避難器具<br>2 誘導灯, 誘導標識  | その全部  |
| 消防用水       | 防火水槽, これに代わる貯水池, その他の用水  | その全部  |
| 消火活動上必要な施設 | 排煙設備, 連結散水設備, 連結送水管, 非常コンセント設備, 無線通信補助設備   | その全部  |

※上の表の設備等に付置される電源を含みます。

※壁に取り付けられている消火器など, 事業所床面積を占有しないものについては, 非課税部分として取扱いません。

※消火栓箱等の機器については, 消防署長等の命令により, 当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明示され, かつ, 当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り, その面積を非課税とします。また, 消火器等の移動性消火用具については, その設置箇所に消防法施行規則第9条第3号に基づく標識が設けられ, かつ, 当該設置箇所に常置されている場合に限り, その占有面積を非課税とします。

3. 避難施設等

| 区分   | 非課税床面積の対象となる施設等  | 非課税部分 |
|--|--|-------|
| 建築基準法第35条に規定する施設又は設備                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難階段, 特別避難階段</li> <li>2 排煙設備</li> <li>3 非常用の照明装置</li> <li>4 進入口 (バルコニーを含む。)<br/>※2, 3については予備電源を含む。</li> </ol>   | その全部  |
|  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廊下</li> <li>2 階段 (避難階 (直接地上へ通ずる出入口のある階) 又は地上へ通ずる直通階段に限り傾斜路を含む。)</li> <li>3 避難階における屋外への出入口</li> </ol>  | その1/2 |
| 非常用エレベーター  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常用エレベーター (予備電源を含む。)</li> </ol>   | その全部  |
| 建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備を設置しているもの</li> <li>2 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの<br/>※火災報知設備に係る部分は除く。</li> </ol>   | その1/2 |
| 建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物のうち, 右に掲げる部分で防火区画されているもの | <p>主要構造部を準耐火構造とし, かつ, 地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち, 次の部分で防火区画されているもの (その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火扉等で区画された部分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 吹抜きとなっている部分</li> <li>2 階段の部分</li> <li>3 昇降機の昇降路の部分</li> <li>4 ダクトスペースの部分</li> <li>5 その他これらに類する部分 (縦方向に空間が連続する部分)</li> </ol> | その1/2 |
| その他  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高知市火災予防条例に基づき設置する<b>避難通路</b>で, 消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い, 又は当該技術上の基準の例により設置するスプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの</li> </ol>  | その全部  |
|  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記以外の避難通路, 喫煙所</li> <li>2 その他防災に関する施設又は設備で一定のもの</li> </ol>  | その1/2 |



4. 非課税の扱いとなる避難通路等の定義

非課税の扱いとなる避難通路は、p.49の「1. 特定防火対象物」の内にある下表の条件を満たすものに限られます。  
 ※高知市火災予防条例のうち避難通路に係る規定を準用します。

(1) 劇場等の屋内の客席に関する避難通路

|           |  |
|-----------|--|
| いす席を設ける客席 | <p><b>ア</b>(i) 横に並んだいす席の<b>基準席数</b><sup>(注)</sup>以下ごとに、その両側に縦の通路を設置すること。</p> <p>(ii) 基準席数×1/2(小数点以下切捨て)の席数以下ごとに縦の通路を設置する場合は、片側だけでも可とする。</p> <p>(注) <b>基準席数</b> … 8席 + いす席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席<br/>                 ※20席を超えた場合は、20席とする。</p>   |
| いす席を設ける客席 | <p><b>イ</b>(i) アの縦の通路は、80cmを超えて<b>算定幅員</b><sup>(注)</sup>以上の幅とすること。</p> <p>(ii) 片側だけがいす席に接する縦の通路は60cmを超えて算定幅員以上の幅とすること。</p> <p>(注) <b>算定幅員</b> … <math>\left[ \begin{array}{l} \text{当該通路のうち避難の際に} \\ \text{通過すると想定される人数が} \\ \text{最大となる地点での通過人数} \end{array} \right] \times 0.6 \text{ cm}</math></p> <p><b>ウ</b>(i) 縦に並んだいす席20席以下ごと</p> <p>(ii) いす席を設ける客席の最前部</p> <p>(i), (ii)ともに1m以上で算定幅員以上の幅を有する横の通路を設置すること。</p> |
| ます席を設ける客席 | <p><b>エ</b> 横に並んだます席2マス以下ごとに幅40cm以上の縦の通路を設置すること。</p>   |
| いす席・ます席とも | <p><b>オ</b> アからエまでの通路は、全て客席の出入口を含む避難口に直通させること。</p>   |

(2) キャバレー等に関する避難通路

|                              |  |
|------------------------------|--|
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ及びこれらに類するもの | 床面積が150㎡以上の階の客席には各客席からいす席、テーブル席、ボックス席を <b>7個以上通過しないで</b> 達する避難通路を設置すること。 |
| 飲食店の階のうち当該階における客席            | <p>※当該避難通路の有効幅員は1.6m(飲食店は1.2m)以上であること。</p>                               |

**(3) 百貨店等に関する避難通路等**

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 百貨店等の階のうち当該階における売り場又は展示場 | 屋外に通じる <b>避難口（出入口を含む。）又は階段に直通する主要避難通路を1つ以上設置すること。</b><br><br><b>ア</b> 床面積が150㎡以上の場合、幅1.2m以上<br><b>イ</b> 床面積が300㎡以上の場合、幅1.6m以上<br><b>ウ</b> 床面積が600㎡以上の場合、補助避難通路を設置すること。この通路の有効幅員は1.2m以上であること。 |
| 避難のために使用することができない屋上広場    | 避難した際、有効に使用できるように維持すること。   |

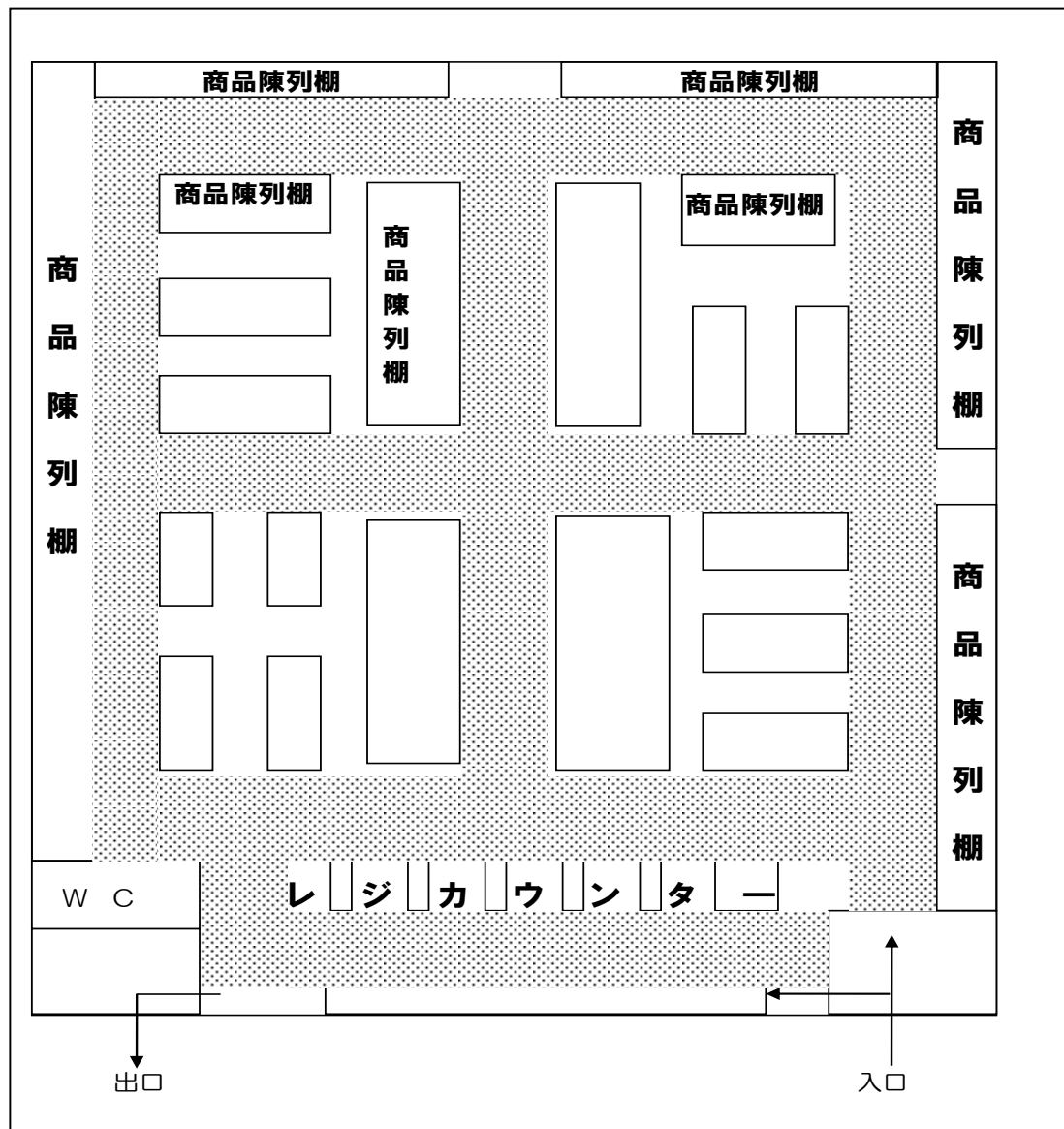
**(4) 避難施設に関する管理**

|  |
|--|
| <p><b>ア</b> p.49の「1.特定防火対象物」の出入口を含む避難口、廊下、階段、避難通路及びその他避難のために使用する施設は、避難上有効に使用できるように管理すること。</p> <p><b>イ</b> 避難のために使用する施設の床面は、避難に際して、つまづきやすべり等を生じない状態を常に維持すること。</p> |
|--|

非課税の扱いとなる避難通路の具体例

※避難通路<sup>(注)</sup>は、避難のために常時確保されていることが必要です。催し、セール等の際に売り場の一部として使用される場合、該当する部分は避難通路とは認められませんので、申告の際は十分ご注意ください。

また、売り場内の通路については、出入口との繋がりや売り場面積とのバランスなどを総合的に判断して、非課税扱いとなる避難通路を選定し認めています。これは、売り場内の棚と棚との間の通路は、主として買い物をするために売り場を回るためのものであると考えられることから、避難通路となりうる全てではなく、**最小限の経路となる部分を限定的に避難通路として認定**することが適当であると判断されるためです。



- (1) 高知市の事業所税において非課税の扱いとなる避難通路として認められるのは、上の図の網掛けした部分となります。
- (2) 売り場の大部分の通路が避難通路となるような場合には、建築図面等の通常の図面に加えて、各事業所等の消防計画で定めている避難経路図もご提出ください。
- (3) 店舗規模、レイアウトなど各事業所等によって、これ以上若しくはこれ以下の部分が非課税の扱いとなる場合もありますが、避難通路としての幅員を満たしているものに限られます。

(避難通路の取扱いについてご不明の点がありましたら、事業所税担当までお問い合わせください。)

課税標準の特例措置（対象施設等）

【別表3】

課税標準から表中の割合をかけて得た床面積，従業者給与総額が控除されます。

法 第701条の41

| 項 | 号 | 区 分  | 資産割 | 従業者割 | 具 体 例 等  |
|---|---|--|-----|------|--|
| 1 | 1 | 法人税法第2条第7号の協同組合等<br>がその本来の事業の用に供する施設   | 1/2 | 1/2  | 法人税法別表第3に掲げる法人<br>※農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，中小企業等協同組合（企業組合を除く。），信用金庫等  |
| 1 | 2 | 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設   | 1/2 | 1/2  | 経理専門学校，料理学校，美容・理美容学校，洋裁・和裁学校等<br>※学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。   |
| 1 | 3 | 事業活動に伴って生ずるばい煙，汚水，廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（第4号に掲げるものを除く。）<br>※専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。<br><b>令 第56条の53</b><br><b>則 第24条の11</b>            | 3/4 | —    | ①水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの<br>②大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの<br>③大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され，又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの<br>④廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの<br>⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設<br>⑥ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生，又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの |
| 1 | 4 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集，運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の53の2</b> | 3/4 | 1/2  | ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集，運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設<br>②広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集，運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設<br>③浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設<br>④海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設  |

## 課税標準の特例措置（対象施設等）

【別表3】

課税標準から表中の割合をかけて得た床面積，従業者給与総額が控除されます。

## 法 第701条の41

| 項 | 号  | 区 分  | 資産割 | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|----|--|-----|------|---|
| 1 | 5  | 家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場   | 3/4 | —    | 家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。  |
| 1 | 6  | 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの<br>令 第56条の54<br>則 第24条の12   | 3/4 | —    | 国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設  |
| 1 | 7  | みそ，しょうゆ，食用酢，又は酒税法第2条第1項に規定する酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの<br>令 第56条の56   | 3/4 | —    | 製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち，原料処理，仕込，発酵熟成，火入，調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設<br>※原料倉庫及び包装，びん詰，たる詰その他これらに類する作業のための施設は除く。   |
| 1 | 8  | 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材，合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの<br>令 第56条の57<br>則 第24条の14       | 3/4 | —    | ①市場（卸売場，駐車場，休憩所等の附帯施設を含む。）とは売り場を設けて定期に又は継続して開場され，かつ，その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの<br>②木材加工を業とする者とは，製材業，合板製造業，床板製造業，パーティクルボード製造業，木材防腐処理業（法規定によるもの）を営む者<br>③保管施設は，専ら木材の保管の用に供される施設 |
| 1 | 9  | 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設で政令で定めるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。）<br>令 第56条の60<br>則 第24条の19 | 1/2 | —    | 客室，食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。），広間（主として宿泊客以外の者に使用される施設を除く。），ロビー，浴室，厨房，機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの（玄関，玄関帳場，フロント，クローク，配膳室，サービスステーション，ベンダー室，便所，階段，昇降機，リネン室，ランドリー室）                             |
| 1 | 10 | 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号，第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの<br>令 第56条の61<br>則 第24条の19   | 1/2 | 1/2  | ①航行補助施設のうち港務通信施設<br>②旅客施設のうち旅客乗降用固定施設，手荷物取扱所，待合所，宿泊所<br>③船舶役務用施設のうち，船舶のための給水施設，給油施設，給炭施設，船舶修理施設，船舶保管施設  |
| 1 | 11 | 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定めるもの<br>令 第56条の62  | 3/4 | 1/2  | 上屋及び倉庫（倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫）  |
| 1 | 12 | 外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（第11号に掲げるものを除く。）  | 1/2 | —    |   |

課税標準の特例措置（対象施設等）

【別表3】

課税標準から表中の割合をかけて得た床面積，従業者給与総額が控除されます。

法 第701条の41

| 項 | 号  | 区 分  | 資産割 | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|---|----|--|-----|------|---|
| 1 | 13 | 港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第11号に掲げるものを除く。）                                   | 1/2 | —    |   |
| 1 | 14 | 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第11号，第18号に掲げるものを除く。）   | 3/4 | —    | 国土交通大臣の行う登録を受けた倉庫   |
| 1 | 15 | 道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の63</b>                           | 1/2 | 1/2  | タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設（営業所，車庫，点検施設，給油施設，洗車施設等）   |
| 1 | 16 | 公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の64</b><br><b>則 第24条の20</b>  | 1/2 | 1/2  | ①格納庫，運航管理施設，航空機整備施設，貨物取扱施設，整備用資材保管施設等<br>②旅客カウンター，チケットロビー，キャッシャーーム，遺失物保管室，手荷物取扱施設<br>③待合室，ロビー及び通路，階段等<br>※法第701条の34第3項第23号（国際路線に係るものの非課税）に掲げるものは除く。 |
| 1 | 17 | 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号，第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの（第18号に掲げるものを除く。）<br><b>令 第56条の65</b> | 1/2 | 1/2  | ①トラックターミナル，鉄道の貨物駅，その他貨物の積卸しのための施設<br>②倉庫 ③上屋，荷さばき場<br>④道路貨物運送業，貨物運送取扱業，信書送達業，倉庫業又は卸売業の用に供する施設のうち事務所以外の施設<br>⑤上記の施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫                |
| 1 | 18 | 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの  | 3/4 | 1/2  |   |
| 1 | 19 | 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 第56条の66</b><br><b>則 第24条の21</b>                | 1/2 | 1/2  | 信書郵便物の引受け，配達，表示，区分，転送，還付及び管理の用に供する施設  |



## 課税標準の特例措置（対象施設等）

【別表3】

課税標準から表中の割合をかけて得た床面積，従業者給与総額が控除されます。

## 法 第701条の41

| 項 号 | 区 分  | 資産割 | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|-----|--|-----|------|---|
| 2   | 障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）<br><b>令 第56条の68</b> | 1/2 | —    | 常時雇用する障害者の数が一定以上であり，かつ，常時雇用する労働者に対する割合が2分の1以上の事業所<br><br>※「障害者」とは，障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者，同条第4号に規定する知的障害者又は同法第37条第2項に規定する精神障害者をいう。 |

## 法 附則第33条関連

※いずれも適用期限がありますので，ご注意ください。

| 項 号 | 区 分  | 資産割 | 従業者割 | 具 体 例 等   |
|-----|--|-----|------|---|
| 5   | 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの<br><b>令 附則第16条の2の8第5項</b><br><b>則 附則第12条の3第3項</b>                         | 1/4 | —    | ①法人：平成33年（令和3年）3月31日までに終了する事業年度分<br><br>②個人：平成32年（令和2年）度分まで |
| 6   | 平成29年4月1日から平成33年（令和3年）3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた者が児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るものに係る事業所等において行う事業<br><b>則 附則第12条の3第4項</b> | 3/4 | 3/4  |   |

この基準は、高知市税条例（昭和56年条例第6号。以下「条例」という。）第152条第1項に基づく事業所税の減免の適用について必要な事項を定めるものです。

1 条例第152条第1項の規定により、次の表の各号の左欄に掲げる施設等に対し、右に掲げる割合により、必要と認める者に対して事業所税を軽減し、又は免除するものとする。

| 区 分   | 整理<br>番号 | 施 設 等  | 減 免 割 合                       |      |
|---|----------|--|-------------------------------|------|
|   |          |  | 資産割                           | 従業者割 |
|   | 1        | 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又はこれに準ずる甚大な損害を受け使用不可能のもの  | 当該事業所用家屋の全部                   | —    |
| 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設   | 2        | 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設   | 1/2                           | 1/2  |
|   | 3        | 地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの<br>(1) その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの   | 1/2                           | —    |
|   |          | (2) (1) 以外の主として定員制を取っている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）  | 当該舞台等に係る資産割の1/2               | —    |
|   | 4        | 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定による指定自動車教習所  | 1/2                           | 1/2  |
|   | 5        | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行うものがその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。） | 一定割合<br>※一定割合については下の□内の式により計算 |      |
| $\text{一定割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートルの合計数}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times 1/2$ |          |  |                               |      |
| 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設   | 6        | 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫  | 1/2                           | —    |
|   | 7        | 地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの  | 全部                            | 全部   |
|   | 8        | 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号、平成27年3月31日廃止）に基づく貸付を受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの  | 全部                            | 全部   |



| 区分                                | 整理番号   | 施設等  | 減免割合 |      |
|-----------------------------------|--|--|------|------|
|                                   |  |  | 資産割  | 従業者割 |
| 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設 | 9  | 農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設   | 全部   | 全部   |
|                                   | 10   | 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）  | 全部   | 全部   |
| 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設 | 11   | 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）   | 1/2  | —    |
|                                   | 12   | 地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満のものであるもの | 全部   | 全部   |
| 事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの        | 13   | 次に掲げる事業を行う者が、その本来の事業の用に供する施設   | —    | 全部   |
|                                   |  | (1) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者   |      | 全部   |
|                                   |  | (2) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者   |      | 1/2  |
|                                   | 14   | 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設  | 1/2  | —    |
|                                   | 15   | 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設   | 1/2  | —    |
|                                   | 16   | 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設   | 1/2  | —    |
|                                   | 17   | ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設  | 1/2  | —    |
| 18                                | 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設 | 3/4  | —    |      |
| 20                                | 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む。）及び製品倉庫                                | 1/2  | —    |      |

2 前項に定めるもののほか、市長がその事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とすると認めた者については、前項の規定に準じて軽減し、又は免除することができる。

（平成21年4月1日改定）

## 事業所税のQ & A

| 事業所税のQ & A もくじ       |                                  |       |
|----------------------|----------------------------------|-------|
| 1. 課税対象              | 01 未登記の建物は課税対象か                  | p. 62 |
|                      | 02 公共施設内の売店等は課税対象か               |       |
|                      | 03 モデルハウスは課税対象か                  |       |
|                      | 04 アパート・マンション等は課税対象か             |       |
|                      | 05 事業所等の宿直室について                  |       |
|                      | 06 貸しビルの空室部分の取扱い                 |       |
| 2. 納税義務者             | 07 業務委託について①                     | p. 63 |
|                      | 08 業務委託について②                     |       |
|                      | 09 業務委託について③                     |       |
| 3. 駐車場の取扱い           | 10 駐車場施設は課税対象か                   | p. 64 |
|                      | 11 時間貸駐車場の納税義務者                  |       |
|                      | 12 月極貸駐車場の納税義務者及び未契約部分について       |       |
|                      | 13 自走式の立体駐車場の床面積                 | p. 65 |
|                      | 14 機械式の立体駐車場の床面積                 |       |
|                      | 15 路外駐車場の非課税について①                |       |
|                      | 16 「一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの」とは  |       |
|                      | 17 路外駐車場の非課税について②                |       |
|                      | 18 貸ビル内のテナント用駐車場について             |       |
| 19 貸ビル外のテナント用駐車場について |                                  |       |
| 4. 課税標準(資産割)         | 20 事業所等の新設日について①                 | p. 66 |
|                      | 21 事業所等の新設日について②                 |       |
|                      | 22 事業所等の廃止日について                  |       |
|                      | 23 税額を月割計算する場合としない場合の具体例         | p. 67 |
|                      | 24 仮店舗は課税対象か                     |       |
|                      | 25 仮店舗で営業を行っていた場合の課税標準の計算        | p. 68 |
|                      | 26 法人を設立・解散した場合                  |       |
|                      | 27 共用床面積について①                    |       |
| 28 共用床面積について②        |                                  |       |
| 5. 課税標準(従業者割)        | 29 事業年度中途における非課税適用の変更            | p. 69 |
|                      | 30 事業年度中途の退職者について                |       |
|                      | 31 使用人兼務役員の取扱い                   |       |
|                      | 32 建築現場等における従業者について              |       |
|                      | 33 アルバイト・パートタイマー等の給与について         |       |
| 6. 免税点               | 34 経理上未払金として処理されている給与等について       | p. 70 |
|                      | 35 免税点について①                      |       |
|                      | 36 家屋の用途変更における免税点や課税標準の算定        |       |
|                      | 37 免税点について②                      | p. 71 |
|                      | 38 従業者割の免税点判定①                   |       |
|                      | 39 課税標準の算定期間の末日に変動事項があった場合の免税点判定 |       |
| 7. 非課税               | 40 従業者割の免税点判定②                   | p. 72 |
|                      | 41 福利厚生施設の判断基準①                  |       |
| 8. その他               | 42 福利厚生施設の判断基準②                  | p. 73 |
|                      | 43 初回申告時の注意点                     |       |
|                      | 44 事業所税の損金への算入について               |       |
|                      | 45 共同事業における申告等について               |       |
|                      | 46 みなし共同事業の除外要件について              |       |

## 1. 課税対象

### Q01. 未登記の建物は課税対象となりますか。

A01. 事業所税の課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定されます。したがって、登記の有無に関わらず、未登記の建物であっても、不動産登記法上の家屋として登記の対象となりうるものである限り、事業所税の課税対象となります。

### Q02. 公共施設内に設けられた売店、飲食店等（営利業者が経営）は、課税対象になりますか。

A02. 公共施設内にある売店等は、市民サービスや施設の利便性を考慮して設置されたものであっても、それらの売店等を経営する業者の事業の用に供する事業所用家屋と考えられるので、課税対象となります。

### Q03. モデルハウスは事業所用家屋として課税対象となりますか。

A03. モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから、課税の対象にはなりません。ただし、モデルハウス内の一室を営業所や事務所として使っている場合は、その部分が課税の対象となります。

### Q04. 個人や不動産賃貸業者等が所有するアパート・マンションなどは事業所税の対象になりますか。

A04. アパート・マンションなど人の居住の用に供される家屋は事業所等に該当しませんので、事業所税の対象になりません。ただし、アパート等の一室を営業所として使っている場合は、その部分が事業所税の対象となります。

### Q05. 「金融業等における宿直室」や、「ガードマンの詰所・宿直室」は業務用と解されますが、職員が交替で行う夜間警備等、自営のための宿直室も業務用として課税対象となりますか。

A05. 課税の対象です。

### Q06. 貸ビルの空室部分は課税の対象となりますか。また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、空室部分の取扱いはどうなりますか。

A06. 貸ビルの空室は原則として、事業所税の課税対象にはなりません。事業所用家屋貸付申告書にて「空室」部分としてご申告いただきます。また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、空室部分を専用部分に含めることとなります。

## 2. 納税義務者

**Q07. 甲社は市内に工場を新設しましたが、他の乙社に経営を全面的に委託しています。甲社の社員はその工場に一人も勤務していませんが、工場の所有権は甲社にあり、固定資産税等も甲社が支払っています。この委託事業に係る納税義務者は甲社・乙社のどちらになりますか。**

A07. 事業所税の納税義務者は、建物の所有に関係なく、現にその事業所等で事業を行っている法人や個人が対象となるので、本例においては乙が資産割及び従業者割の納税義務者となります。

**Q08. 甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は自社の工場及び従業員を使用して、受託した事業を行っています。この委託事業に係る納税義務者は甲社・乙社のどちらになりますか。**

A08. 委託事業の実施が乙社の工場及び従業員により行われているので、乙社が資産割および従業者割の納税義務者となります。

**Q09. 甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は、甲社の本社の一部で乙社の従業員を使用して、受託した事業を行っています。この委託事業に係る納税義務者は甲社・乙社のどちらになりますか。**

A09. 資産割については、甲社の事業所等の一部で乙社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立した乙社の事業所と認められるものを除き、委託者である甲社が納税義務者となります。

従業者割については、（受託者が委託者の製造業務を受託し遂行するためだけに設立された会社であって、当該事業所における従事者の人選等に委託者側の意向が反映されているなどの事実がなければ）乙社が納税義務者となります。

※ Q07～Q09 は、あくまで一例です。実際に納税義務者を判定する際には、委託契約書の内容の確認や勤務実態の聞き取り等を行ったうえで判断することになります。

### 3. 駐車場の取扱い

**Q10. 駐車場施設は課税になりますか。**

A10. 事業所税の資産割の課税対象は事業所用家屋です。駐車場として対象となるものは、立体駐車場や屋内駐車場のよう家屋である駐車場です。カーポートや土地だけの駐車場施設は（屋外の平面駐車場）は対象となりません。

課税になる駐車場施設は、事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、時間貸し、月極め貸し等の駐車場専用家屋についても課税の対象となります。

**Q11. 時間貸駐車場の納税義務者は誰になりますか。**

A11. 当該駐車場業を営むものが納税義務者となります。

**Q12. 月極貸駐車場の納税義務者は誰になりますか。また、契約者の決まっていない空車部分の取扱いはどうなりますか。**

A12. 原則として、当該駐車場業を営むものが納税義務者となり、空車部分につきましても、当該駐車場業を営むものの事業所床面積としてご申告いただきます。ただし、法人名義での契約部分については、当該法人が納税義務者になるとしています。契約書等で契約内容の確認をさせていただきます。Q18との違いにご注意ください。

**Q13. 自走式の立体駐車場（月極め）の床面積は、どのように計算しますか。**

A13. 車の駐車スペースの合計が専用床面積となります。車路や階段、消防施設等は共用床面積となり、契約面積（台数）に応じて按分します。ただし、駐車場管理のための施設等は、当該駐車場業を営むものの専用床面積に含めます。

**Q14. 機械式の立体駐車場（月極め）の床面積は、どのように計算しますか。**

A14. 通常の事業所用家屋と同様に、固定資産税の評価床面積（車路等の共用部分があれば、その部分も含みます。）が課税標準となります。1台あたりの事業所床面積は、その駐車場の評価床面積を車の収容台数で按分して算出します。

**Q15. 路外駐車場の非課税に該当するのは、どのような駐車場ですか。**

A15. 以下のような駐車場が路外駐車場の非課税に該当します。

- 1 都市計画において定められたもの
- 2 上記1以外で駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの
- 3 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの

**Q16. 「一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの」とはどのような駐車をいいますか。**

A16. 路外駐車場のうち、公益上必要な以下のような施設からおおむね 200メートル以内の範囲に設置されるもので、**不特定多数の者の利用**に供されるものです。

- 1 駅等の交通機関
- 2 美術館、図書館、博物館等の文化施設
- 3 都道府県庁、市役所等の公的施設
- 4 商店街、大型店舗（大型店舗併設の路外駐車場に関しては、他の大型店舗に限ります。）
- 5 病院、ホール、スポーツ施設、総合公園等、大学
- 6 その他公益上必要な施設

**Q17. 一般公共の用に供する路外駐車場として非課税を適用する際には、届出が必要になりますか。**

A17. まずは、こちらからお送りする「家屋となる駐車場についての調査票」にご回答いただき、のちに現地確認等を行います。

そして、公益上必要な施設からおおむね 200メートル以内の範囲に設置されていて、かつ警備員等を用いて利用客以外への利用制限が行われていないことが確認できましたら、「家屋となる駐車場の利用方法に関する確認について（確認書）」に署名と押印をしていただき、非課税を適用します。

**Q18. 貸ビルのテナント用に確保している同ビル内の駐車スペースで、使用者が決まってない部分（空き駐車場）の取扱いはどうなりますか。**

A18. 課税の対象になりません。事業所用家屋貸付申告書にて「空車」部分としてご申告いただきます。

**Q19. 法人Aはテナントビルにおいて、事務所と駐車場（立体駐車場・タワーパーキング）を借り事業を行っていますが、この場合、駐車場部分の取扱いはどのようになりますか。**

A19. 家屋の対象となる立体駐車場（タワーパーキング）であれば、申告対象となります。この場合、立体駐車場（タワーパーキング）における法人Aの事業所床面積を算出（Q14 参照）し、法人Aの事業所床面積としてご申告いただきます。

#### 4. 課税標準（資産割）

**Q20. 3月22日に引渡しを受けた新築の自社物件で、同日付けで登記を行い、3月26日から物品搬入や社員研修を行い、4月1日にオープンしました。新設の日はいつになりますか。**

A20. 新設の日は、営業開始の日（オープンの日）ではなく、「**営業開始に向けての準備を開始した日**」となります。自社物件の場合は、**原則として登記簿謄本に記載の新築の日**としますが、物品搬入などの日付が工程表等により確認が取れる場合は、その日付（本例においては3月26日）を基準のひとつとしています。



**Q21. 2月1日から賃貸借契約を開始し、3月15日で内装工事が完了、3月20日から物品搬入や社員研修を行い、4月1日にオープンしました。新設の日はいつになりますか。**

A21. 賃借物件の場合は、原則として賃貸借契約の開始日としますが、物品搬入などの日付が工程表等により確認が取れる場合は、その日付（本例においては3月15日）を基準のひとつとしています。

（※ Q20, Q21 はあくまで一例です。実際の使用状況に応じて、異なる判断となる場合があります。）

**Q22. 10月30日に飲食店舗のひとつを閉店としました。廃止の日は10月30日となりますか。**

A22. 事業所等の廃止の日は、原則として、実際の営業終了後の残務処理等が全て終了した日となります。具体的な日付については、工程表などから実際の状況を把握したうえで確定します。

**Q23. 税額を月割計算する場合、しない場合の具体例（以下設問1～6）はどのようなものですか。**

- 1 本社所在地以外の場所（市内）に営業所を開設した。
- 2 本社に隣接する形で、直売所を開設した。
- 3 本社の向かいの敷地にある従業員駐車場内に、事業で用いるための倉庫を設置した。
- 4 本社所在地以外の場所（市内）にある営業所（事務所及び製品倉庫、共に同一敷地）を全廃した。
- 5 本社敷地内にある第一工場の運転を停止し、解体した。
- 6 本社所在地以外の場所（市内）にある営業所（事務所及び製品倉庫、共に同一敷地）において、製品倉庫のみ解体した。

A23. 設問1～6の一般的な判断としては以下のとおりになります。

- 1 月割計算での課税となります。
- 2 本社とは別棟ですが、同一敷地(注1)内での新設になると思われるので、「**拡張**」にあたります。この場合は**月割計算とはならず**、拡張後の総床面積で課税となります。ただし、効用上一体(注2)ではないと判断できる場合はこの限りではありません。
- 3 2と同様で、**月割計算とはならず**、拡張後の総床面積で課税となります
- 4 営業所の「**廃止**」にあたる（同一敷地内の事業所を全廃したため）ので、月割計算となります。
- 5 事業所の「**縮小**」にあたるので、**月割計算とはならず**、縮小後の総床面積で課税となります。
- 6 5と同様です。営業所における事業所の「**縮小**」にあたります。

（注1）同一敷地とは、不動産登記法による権利者ごとに区切られた（分界）一筆の土地を指すものではなく、事業所用家屋の利用上における土地利用の一体性という観点で判断されるものです。

（注2）効用上一体とは、社会通念上、既存の事業と機能的な関連性を持ちながら一体的な利用がなされていることをいいます。

同一敷地内に複数の事業所がある場合、既存の事業とは**別事業(※)（本来の事業に直接、間接に関わらず関連する付随事業とはならないもの）**で、効用上一体でない事業所の新設等をした場合は、月割計算となります。

（※）別事業には、①従業者のための研修所②従業者のための診療所③社宅団地内等に設けられた会社直営の販売所④技術開発や新製品の開発を行う研究所等が該当します。（別事業に関する判断は、所有者の意思や当該事務所の位置付け等によるものではなく、事前に協議を要しますので、必ずご相談ください。）



**Q24. 社屋の建て替えや改修により、仮店舗・仮事務所等により事業を行っている場合、課税対象となりますか。**

A24. 仮店舗等の事業所床面積については、「仮」という名称が付されているとしても、現に事業がそこで継続して行われているものであれば、事業所用家屋として課税標準に含まれます。

**Q25. 3月末決算の法人で、本社（800㎡）のほかに店舗A（300㎡）があります。Aは改修工事のため4月30日で閉店、Aと同一敷地内にある駐車場に設置したプレハブの仮店舗B（150㎡）にて5月1日～10月31日は営業を行い、11月1日以降は改修の終了した店舗A'（450㎡）にて営業を行っていました。課税標準の計算はどのようになりますか。**

A25. 店舗Aにおける事業所の「拡張」にあたるので月割課税とはならず、事業年度末時点での総床面積、すなわち拡張後の総床面積（ $800+450=1,250$ ㎡）が課税標準となります。

一方で、仮店舗BがAの同一敷地内ではない場所にて開設されていた場合であれば、A・B・A'はそれぞれ新設又は廃止が行われたとして、使用した期間に応じて月割課税となります。

**Q26. 法人を設立・解散した場合の資産割はどうなりますか。**

A26. 従業者割は、算定期間内に支払われた給与総額によって計算されますが、資産割については以下の事例のように、具体的に課税標準が計算されます。

(例1) A社は10月15日に法人を設立し、事業を開始しました。

《決算：3/31 事業所床面積：1,500㎡》の場合

10/15 設立・開始  
(事業所 1,500㎡)

4/1 3/31

算定期間(事業年度)末日現在、免税点(1,000㎡)を超えているため、A社は課税対象となります。

- ・課税標準となる床面積は、  
 $1,500 \text{ m}^2 \div 12 \times 6 = 750 \text{ m}^2$   
 (10～3月)
- ・資産割額は、  
 $750 \text{ m}^2 \times 600 (\text{円}/\text{m}^2) = 450,000 \text{ 円}$   
 となります。

※なお、算定期間の月数は暦によって計算し、1か月に満たない端数を生じた時は、これを切上げ1月とします。

(例2) B社は9月15日に事業を廃止し、法人を解散しました。

《決算：3/31 事業所床面積：1,500㎡》の場合

9/15 廃止・解散  
(事業所 1,500㎡)

4/1 3/31

算定期間(事業年度)末日現在、免税点(1,000㎡)を超えているため、B社は課税対象となります。

- ・課税標準となる床面積は、  
 $1,500 \text{ m}^2 \div 12 \times 6 = 750 \text{ m}^2$   
 (4～9月)
- ・資産割額は、  
 $750 \text{ m}^2 \times 600 (\text{円}/\text{m}^2) = 450,000 \text{ 円}$   
 となります。

※なお、算定期間の月数は暦によって計算し、1か月に満たない端数を生じた時は、これを切上げ1月とします。

※法人の設立・解散等によって算定期間(事業年度)の月数が12か月に満たない場合は、当該事業所床面積を12で除した面積に、算定期間の月数を乗じた面積が、課税標準の床面積となります。

**Q27. 賃貸ビルの一部を借りて事業を営んでいる場合、事業所床面積には、階段やエレベーター等の共用床面積も含まれますか。**

A27. 共用部分がある場合の事業所床面積は、専用床面積と共用床面積の合計となります。共用床面積は、同一ビル内で各事業者が使用する専用床面積の割合で按分してください。

ご申告の際は貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、申告書別表4(共用部分の計算書)を添付してください。

**Q28. 按分されるべき共用部分の範囲について、5階建てビルの2階の一部を借りている場合、このビル全体の階段とエレベーター部分、廊下等は全入居者の共用部分となりますか。**

A28. 当該貸しビルにおける階段、エレベーター室等は、原則として入居者全員に係る共用部分として取り扱います。

**Q29. 課税対象であった施設が課税標準の算定期間の中途に非課税対象の施設となった場合、資産割の非課税はどうなりますか。一方で、非課税対象であった施設が課税標準の算定期間の中途に課税対象の施設となった場合はどうなりますか。**

A29. 事業所税についての非課税等の判定は課税標準の算定期間の末日の現況によることとされています。したがって、課税標準の算定期間の末日において非課税施設に該当するものであれば、算定期間を通じて当該施設の全てが非課税となります。

同様に、課税標準の算定期間の末日において非課税施設に該当していなければ、算定期間を通じて当該施設の全てが課税対象となります。

## 5. 課税標準（従業者割）

**Q30. 事業年度の中途に退職した者の扱いはどうなりますか。**

A30. 免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、当該者の退職時までの支払い給与等は従業者給与総額に含まれます。

**Q31. 65歳以上の使用人兼務役員は「役員」と解してよいですか。また、使用人として支払われた給与等の扱いはどうなりますか。**

A31. 65歳以上の者であっても使用人兼務役員は、役員と解し従業者数に含まれます。また、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含まれます。

**Q32. 建築現場事務所を設置することなく建築工事が行なわれている事例（小規模な建築工事、改装工事、補修工事等で、従業者は通常工事現場へ直接出勤）において、現場作業に従事する従業者は、本社又は管理する事務所に属する従業者として、その者に支払われる給与等は課税標準に含めることとなりますか。**

A32. 本社又は管理する事務所に属する従業者として取り扱うことが適当です。

**Q33. アルバイト・パートタイマー等の給与は、なぜ年税額の対象になるのですか。また、事業年度の途中で退職した場合でも年税額の対象になるのですか。**

A33. 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、事業所の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与等（以下「給与等」という。）をいいます。また、従業者とは、事業所等に勤務すべき者で給与等の支払いを受けるべき者をいいますので、アルバイト・パートタイマー等に対して支払われる給与の額は業者給与総額に含まれます。

次に、従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額をいいますので、給与を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日において当該事業所の従業者であるか否かを問わず、算定期間中に支払われた従業者給与総額である限りはその対象となりなす。

**Q34. 経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に算入されますか。**

A34. 既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期間中における従業者給与総額に算入すべきものです。

## 6. 免税点

**Q35. 免税点は基礎控除と考えてよいのですか。**

A35. 免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するために設けられているもので、基礎控除の制度ではありません。免税点を超えた場合は、その超えた部分のみでなく、全体が課税対象となります。

**Q36. 当初課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税対象となった場合、免税点の判定、事業所床面積及び従業者給与総額の算定はどうなりますか。**

A36. [資産割]については、当該課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により免税点の判定を行うとともに、当該面積を課税標準とします。

[従業者割]については、当該課税標準の算定期間の末日の従業者数により免税点の判定を行い、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額をもって課税標準とします。

**Q37. 資産割の課税標準は、算定期間が12か月に満たない場合は月割計算しますが、免税点判定の場合も月割計算した結果に基づいて判定を行いますか。**

A37. 免税点の判定は、月割による方法ではなく、課税標準の算定期間の末日における現況で判定を行います。この結果、課税と判定された場合は、使用した月数に応じた月割計算によって課税標準を算定します。

**Q38. 従業者数に著しい変動がある業種の事業を営んでいます。従業者数の免税点判定は、どのように行うべきですか。**

A38. 課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者とみなします。

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日における従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間の各月末日における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(例) A社の各月末の従業者数は下表のとおりです。

《決算：12/31》の場合

| 月    | 1  | 2  | 3  | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11 | 12 |
|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 従業者数 | 75 | 80 | 90 | 110 | 120 | 130 | 150 | 160 | 140 | 110 | 90 | 65 |

上記A社の各月末の人数について、最大の従業者数（8月末160人）が最小の従業者数（12月末65人）の2倍を超えているので、課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある場合に該当します。

この場合、A社の従業者数は、算定期間の末日の現況による65人ではなく、次の算式により求めます。

$$\text{免税点判定の従業者数} = \frac{(75+80+90+110+120+130+150+160+140+110+90+65)\text{人}}{12\text{か月}} = 110\text{人}$$

**Q39. 課税標準の算定期間の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか。**

A39. 課税標準の算定期間の末日に以下のような変動があった場合の免税点判定は、次のとおりです。

|                                      | 資産割  | 従業者割 |
|--------------------------------------|------|------|
| ① 末日に廃止された事業所                        | 含める  | 含める  |
| ② 末日に新設された事業所                        | 含める  | 含める  |
| ③ 末日に退職した従業者                         | —    | 含める  |
| ④ 末日に採用された従業者                        | —    | 含める  |
| ⑤ 末日に非課税となった施設                       | 含めない | 含めない |
| ⑥ 末日に非課税でなくなった施設                     | 含める  | 含める  |
| ⑦ 末日に高齢者 <sup>(注)</sup> に該当することになった者 | —    | 含めない |
| ⑧ 末日に課税団体外へ配置された従業者                  | —    | 含めない |
| ⑨ 末日に課税団体内へ配置された従業者                  | —    | 含める  |

(注) 高齢者の具体的な年齢については、経過措置があります。

**Q40. 65歳以上の使用人兼務役員は、免税点判定の際に従業者に含まれますか。**

A40. 役員として従業者を含めます。給与や報酬等は課税標準となる従業者給与総額を含めます。なお、役員である者については、65歳以上でも非課税とはなりません。

## 7. 非課税

**Q41. 福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等について、業務用施設か否かの判断基準を教えてください。**

A41. 当該施設の使用形態の実態等によって判断することになります。一般的に、デパート等において就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている者に係る更衣室や、工場等に設けられている浴場等は、業務に係る施設として取り扱うべきと考えられ、福利厚生施設には該当しません。

**Q42. A社は事務室の一部を移動用ロッカーで区切って、更衣室としています。また、メーカーから貸与されている清涼飲料用の自動販売機を廊下の一角に設置しています。これらの専有する床面積を福利厚生施設の床面積として、非課税の適用をして差し支えないですか。**

A42. 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったに過ぎないものであり、他の場所へ移動することも考えられます。

また、自動販売機についても、一般的には、メーカーから貸与されているものであり、廊下あるいはホールの一部に設置されているような場合は、他の場所へ移動することも考えられるものです。

このように、一定の場所に固定しない更衣室及び自動販売機の専有する床面積を、福利厚生施設に係る非課税部分として事業所用家屋の床面積から控除することは適当でないと考えられます。

## 8. その他

**Q43. 申告には図面の添付は必要ですか。**

A43. 初回の申告の際には、必ず添付していただくようお願いしています。

さらに、非課税や課税標準の特例及び減免等がある場合には、当該部分を明示した図面の添付が必要となります。

また、非課税や課税標準の特例及び減免等の適用を受ける施設であることを証明する書類等の添付も必要となります。

**Q44. 事業所税は法人税法上企業の損金に算入されますか。また、損金に算入される場合、損金として経理すべき事業年度はいつになりますか。**

A44. 事業所税は、原則として申告納付がされた日の属する事業年度において損金として算入することができます。ただし、事業所税を製造原価，工事原価，その他これらに準ずるものの原価に配賦した場合には、当該年度未払金として処理することが認められています。

(法人税基本通達 9-5-1, 昭 50. 10. 6 改正)

**Q45. 共同で事業を行っている場合の申告等について教えてください。**

A45. 2以上の者が共同して事業を行うときは、連帯納税義務を負います。(共同申告の必要はありません。) 具体的な課税標準の算定については、下記のとおりになります。

1 資産割の課税標準の算定

共同事業である事業(みなし共同事業を除く)に係る各共同事業者の課税標準となる事業所床面積は次の算式により求めます。

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積}}{\text{事業所床面積}} \times \text{損益分配の割合}$$

(※損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)

2 従業者割の課税標準の算定

共同事業である事業(みなし共同事業を除く)に係る各共同事業者の課税標準となる従業者給与総額は次の算式により求めます。

$$\text{従業者給与総額} = \frac{\text{共同事業に係る従業者給与総額}}{\text{従業者給与総額}} \times \text{損益分配の割合}$$

(※損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)

**Q46. みなし共同事業に適用除外要件はありますか。**

A46. 特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として、意思を通じて行われているものと考えられますが、たとえば、都市再開発事業等の公共事業の施行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになったなど、特殊関係者と特殊関係者を有する者との間に何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合かつ、みなし共同事業の規定を適用した場合としない場合とで税額の計算結果を比較し、事業所税の負担額が結果的に減少しない場合は、みなし共同事業の規定は適用されません。



## 事業所税についてのお問い合わせは…

**高知市役所 市民税課 第三市民税係（事業所税担当）**

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

Tel 088-823-9423 / Fax 088-823-9384

○市民税課ホームページURL：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/13/>

（令和2年2月作成）

（令和2年8月改訂）